
平成29年 第2回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

平成29年6月8日 (木曜日)

議事日程(2)

平成29年6月8日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 松岡 泉	3番 今田 勝正	4番 刀根 正幸
5番 妹川 征男	6番 貝掛 俊之	7番 田島 憲道	8番 辻本 一夫
9番 川上 誠一	10番 松上 宏幸	11番 横尾 武志	12番 小田 武人

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 池上 亮吉	書記 中野 功明	書記 中山 理恵
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	三柵賢二
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	中西新吾	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	松浦敏幸
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	井上康治	住民課長	岡本正美
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	濱村昭敏	地域づくり課長	入江真二
学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香	競艇事業局次長	藤崎隆好
企画課長	浮田光二	事業課長	木本拓也		

【傍聴者数】 13名

午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま出席議員は 1 2 名で会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 一般質問

○議長 小田 武人君

本日は、一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 1 1 番、横尾議員の一般質問を許します。横尾議員。

○議員 1 1 番 横尾 武志君

おはようございます。自由民主党の横尾武志です。

先月の 4 月において新教育長が就任されました。ようこそ芦屋町へということで、ウエルカム一般質問を行いますので。

きょう初めてね、議員になって 2 2 年か 2 3 年になりますけど、一番最初に一般質問をするの、きょう初めてなんです。教育長においても記念になると思いますよ。そういうことで通告書に従って一般質問を行います。

まず、4 月就任された教育長に、教育長になる自分なら、我々もそうですが、議員になったらどういふことをしようかとか、いろいろ考えるけどね。いざ議会に入るとなかなかできません。そういうこともありますけど、思いのたけを、抱負を聞かせていただきたい。よろしく願います。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長 三柵 賢二君

私は芦屋で生まれ芦屋で育ってきました。その中で、私は芦屋のよさを肌で感じ、芦屋が大好きです。芦屋に対して大いなる愛着と誇りを持っています。私は芦屋の子供たちにも、芦屋が大好きと実感してほしいし、我がふるさと芦屋に愛着と誇りを感じてほしいと願っています。

そのために、平成 2 8 年 6 月に策定された芦屋町教育大綱にのっとった取り組みを進めてまいります。

まず、学校教育の取り組みでは、これまでと同様に、学校・家庭・地域が連携して、「芦屋の子どもは 芦屋で育てる」を基本コンセプトとします。地域社会とかかわりながら、夢、希望、志を持った子供たちが成長してさわやかな若者になり、大人になったときには、何らかの形で芦屋

町に貢献できる人物を育てていきたいと考えています。その素地づくりをするために、学校教育の取り組みを6点挙げています。

主な取り組みとして、まず1点目、学力向上の取り組みを推進します。基礎・基本となる学力を身につけさせ、学ぶ意欲を高めます。2点目として、豊かな心の育成を図ります。規範意識の育成、語先後礼の挨拶を広げます。3点目は、芦屋型小中一貫・連携教育の推進です。保育所・園、幼稚園と小学校の連携、小学校と中学校の一貫した教育を進めます。4点目の特別支援教育の推進では、きめ細やかな支援体制づくりに努めます。5点目の健やかな体の育成では、鍛錬を意識した学校行事の取り組みを進めます。6点目のシビックプライドの醸成では、地域への誇りや愛着を持てる取り組みを進めます。

次に社会教育の取り組みでは、住民一人一人が、心豊かで生きがいのある人生を送るためには、生涯を通じた学習活動によって、みずからの個性や能力を伸ばし、その成果を地域社会の中で生かせる環境づくりが必要です。

そこで、芦屋町生涯学習基本構想・後期推進計画に基づき、「誰もがいつでも主体的に学べるまち」、「人々が交流し支え合う、いきいきとしたまち」づくりの視点で、生涯学習を推進します。

具体的な取り組みとして、6点挙げています。主な取り組みを言いますと、1点目は生涯学習の総合的な推進です。生涯学習講座「あしや塾」を充実させます。2点目は生涯スポーツの推進です。誰でも、いつでも、どこでも運動ができる機会を提供します。3点目は歴史・文化の保護と振興です。芦屋の歴史・文化を後世に伝えるとともに、住民が芸術文化に触れる機会を充実させます。4点目は人権・同和教育の推進です。人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育・啓発、男女協同参画を推進します。5点目は社会性を育む青少年体験活動の充実です。次代を担う青少年の健全育成を図るため、多様な青少年事業を推進します。6点目は青少年のための安全・安心なまちづくりです。青少年を地域で守り育てるための活動を進めていきます。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

今、新教育長に抱負をとということで聞いた。教育長ね、あんまりおもしろくないね、その答弁は。少し、あの、何か自分の思いは。今、6点ほど答弁されましたけれど、それはずっとやったことでしょ、今までそういうことは。いいえ、私が聞いたかったのはね、新教育長はいかなる決意を持ってね、やっとする。今からやろうかということを知ったんですけどね。

そういうことでね、今後2番目の思いがあれば、改革を教育委員会、学校教育、こういうことを改革していったらどうかな。そういうことがあれば、お聞かせ願いたい。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三榎 賢二君

まず、学校教育の取り組みでは、2点ございます。

1点目は、教師と子供と向き合う時間の確保を図っていきたいと考えています。芦屋町ではこれまで、さわやかプロジェクトの推進でさまざまな取り組みを進めてまいりました。しかし、これまでの事業の見直しは行われてこなかったように感じています。子供と向き合う時間の確保、また、教員の多忙感の解消に向けた取り組みのために、これまで行ってきた事業の整理を進めていきたいと考えています。

具体的には、初期の目的を十分に達したと考えられるものや、形骸化した事業の見直しを既に行い、科学フェスタ、教育フォーラム、教育井戸端会議を取りやめたところです。

2点目は、シビックプライドの醸成、すなわち、我がふるさと芦屋町に対して、愛着や誇りを持つ取り組みを今後、これまで以上に進めてまいりたいと考えています。具体的には、芦屋町に住んで芦屋のために頑張っている「芦屋びと」、さまざまな文化財、昔から伝わる伝統行事、いわゆる「ひと、もの、こと」を活用して、「あしや学」の充実を図り、芦屋に愛着や誇りを持つ子供たちを育成したいと考えています。

次に社会教育では、芦屋の誇りになるべき、文化財の振興です。例えば、芦屋釜の里では、全国に残る芦屋釜の調査研究をもとに、芦屋釜の復元と鋳物師の養成を行っています。先人たちの高い技術力と精神性をひもときながら、現代の芦屋釜の技術と品質の向上に取り組んでいます。このことは芦屋町として大いに誇れるものだと考えます。

そこで、義務教育のときから、「あしや学」と連動した釜の里、歴史の里での学習活動の充実を図り、大人になって芦屋町の文化財の価値をしっかりと認識できるよう、シビックプライドの醸成とあわせて推進していきたいと考えています。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

教育長になって、ひと月ぐらいですか。いいんですけど。前教育長はものすごくマスコミを使うのが上手でね、パーンと打ち上げるんよね。最初は脱ケータイか。何かいろいろなことを芦屋の子は芦屋で育てるとか、そのマスコミ使いが上手なんよね、あの人。課長たちそう思わん。上手やったねと思うやろ。で、しまいには、最後にはマスコミからちょっとたたかれたけどね。そういうことをあの方はやってきた。教育長は今から自分の教育方針を打ち出していくと思います

が、どうなんですか。芦屋の教育長の席に座って、感想はどうですか。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

1つは自分が今まで芦屋で生まれ育てていただいたという、1つは芦屋のために何か。芦屋の教育活動を充実させることによって、何がしかの芦屋町に恩返しができる機会をいただいたなどということが1つであります。

2つ目はそれと合わせて、私は芦屋出身ですから、やっぱり地元のプレッシャー、そういったものを感じます。今、横尾議員が言われたように、前教育長が非常に、全国町村会長とかされてありましたので、そこに対するプレッシャーも私の中にありますが、私の持てる力を全力で發揮して、芦屋町の教育活動の充実と発展に微力ながら尽くしてまいりたいという、そういった気持ちを持っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

まあね、前議長はね、前議長やない、前議長は私です。前教育長はね、そういうことで、いろんなことを手がけていて、すごい人やなと思っておりましたら、最後ちょっとおかしくなりましたけど。前教育長と三柵教育長とは人間が違いますから、自分の考えたことをやっていただければいいかな。

それから、もう3番目にちょっと入りますけどね、いじめ問題。今、全国的にいじめ問題で、この前もテレビで、教育委員会は何か事があると隠そうとするんよね。今の世の中では、教育委員会だけでなくして、我々の党首であります安倍政権も何かこう煮え切らないような、隠蔽工作というか。早く本当のことを言えば片づくのに、隠している。毎日テレビでやっている。そういうことでね、あれは教育委員会のまね、元祖教育委員会ですよ。隠蔽工作というのは。

先般、去年、私の関係でね、いろいろいじめがあつて、登校もしていないということがありましたけどね、そのときも教育委員会がいじめはないと。いじめはないと、いやありませんと言うわけです。現にいじめはあっているわけです。それでいろいろ隣にいる教育課長とも話をしましたけどね。なかなかその妙案というか、手だてがない。多分、今後も、今でもあっていると思うんですよ、小さいいじめは。後で、この前のテレビでも文科省の副大臣か誰かが、どこの市やったですかね、島根かどっかあっちのほうの市長さんと呼ばつけておりました。お小言を言ったんでしょうね。そういうことがあるから最初は隠すけど、本当に父兄が弁護士なり、いろいろな

方と相談して町を訴えたりしてくると、本当のこと言い出すわけね。だから今後は、芦屋町の学校においてもいろいろなことがあると思いますよ。隠さないようにやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

いじめ問題にどう取り組むかということで、ちょっと私の考えを述べさせていただきます。

いじめは決して許されないことだが、いじめはどの学校でも、どの子供にも起こり得るという考えを基本として、早期発見・早期対応に努めたいと思います。

早期発見の具体的な取り組みとしましては、町内の各学校は、日常的な児童・生徒への観察に加え、いじめアンケートまたは生活アンケートを実施しています。その中で、気になる子への個人面談を行っています。また、毎月の生徒指導委員会での情報の共有と共通理解を図り、校内における学級担任等の抱え込みを防ぎ、いじめの情報を速やかに管理職等に伝える連絡・報告体制の確立を目指しています。さらに、芦屋町では、小中の合同生徒指導委員会を毎月実施し、小中の情報の共有と共通理解、連携・協力を図っています。

早期対応の具体的な取り組みとしては、アンケート等でいじめが認知された場合は、平成26年7月に策定された芦屋町いじめ防止基本方針にのっとり、迅速かつ組織的に事実確認を行い、いじめをやめさせるとともに、次の対応等により再発防止に努めます。

1つは、いじめを受けた児童等に対する指導並びにその保護者に対する情報提供及び支援。いじめを行った児童等に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言。3つ目として、全体、例えば学級、部活動、遊び仲間等の問題として、児童等への指導をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

いじめに対してね、今、教育長が言われたマニュアルには、いじめを受けた児童、担任に対する指導、それから保護者に対する情報提供及び支援。文章で書いたらこういうことだから。でも中身は何もしてないじゃないですか。前はよ。今あなたにちょっと言うて聞かせないけんところがあるから。今までは、そういうことで、こういうのはなかったんですが、28年になってマニュアルというのをつくって、それでもその、いじめたほうといじめられたほうの対策はなっていないけど、その辺は今後どんな対策をしようと思いますか。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三榎 賢二君

先ほど議員がおっしゃった、学校は隠すということがあるんじゃないかということのお考えをいただきましたので、学校がいじめの問題を隠さないようにする対策について自分なりの考えを述べさせてもらいます。

いじめの情報を抱え込んでしまうと、どうしても早期対応が難しくなり、重大事案に発展することも考えられます。校内における学級担任等の抱え込みを防ぎ、いじめの情報を速やかに管理職等に伝える、連絡・報告体制の確立を目指すために、校長会、教頭会、主幹会あわせて小中合同生徒指導委員会等で指導していきたいと考えています。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

いじめは昔からある。なかなか、私が少年時代はいじめはあったんでしょうが、私は鈍いからね、どこでいじめられたんやら、わかりませんけれど。そういうことで、この前もテレビで毎日やっとなんですけど、学校のね、子供だけやないんよ。先生、先生がいじめるといふか、そういう発言を担当の先生から子供が言われるとね、相当きくと思いますよ。そやから、先生たちに対しての指導はどういうふうにやっといこうかなと。まあどうせ先生は学校一丸となって穏便にということやるから、そういうことになるからね。先生たちのいじめに対する、先生に対する教育と言ったらおかしいけど、そういうことは、教育長はどうやっといこうかなと思っていますか。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三榎 賢二君

教員が子供に対していじめを行う、これはもってのほかな行為で、事と次第によっては体罰に当たるといふふうに考えます。校長を中心とした校内生徒指導委員会等で職員に対する研修を深めていきたいと考えております。また、さまざまな通知文が出ておりますので、そういった通知文にのっとった形で研修を進めて、教員の認知力を高めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

あのね、なかなかここには、何かこうマニュアルを書いてありますけどね、きょうは本当言ったら、学校教育課長とお話をさせていただきたいなと思いますけどね。

先般、東小学校でいろいろ事件がありましたね。それをちょっと前回、前々回ぐらい、私もちょっと一般質問をしました。学校の先生は立派な先生であるというお答えをいただいとるんです。担任の先生。でもね、ずっと聞き取り調査をしたところね、やっぱし、先生が生徒をいじめるんかどうかわかりませんが、その生徒のことは一切受け付けない。こうしたらいいとか、ああしたらいいとか。勝手にせいとかいうような感じでしたね。クラスメイトからもいろいろあるし、担任の先生からもそういう突き放しみたいな話をされるから、学校行かんようになる。そういうのが事実ありますからね。教育長、よく隣の学校教育課長にいきさつを、話を聞いてください。そして今後、絶対ないようには言いません、ありますからね。そやから校長先生が早く対処して、せんと隠蔽工作にとられる。何も隠してるわけでもなからうけどね。長引いて出てくると、それこそあんた新聞沙汰になる。そやから、今後はそういうことが起きたらいけないので、そういうことはどうするか、内部でもっとじっくり話するということはありますか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

議員御指摘の昨年の件につきましては、こちらのほうとしても反省材料といたら悪いんですが、あのことを踏まえてですね、今まで以上に過ちを繰り返さないように、そしてまた御指摘のように三桝教育長のほうに昨年の件を、いきさつを詳しく御説明して、二度と極力起こらないようにですね、踏まえた上で今後対策を取っていきたいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

そういうことでね、よろしくお願ひします。きょうは教育長のね、新教育長の心構えと抱負を聞きたかったですが、きょうは軽くジャブを流したということで、この辺にしときましようかね。だんだん時が経てば教育長の考えもしっかりしてくると思います。そうことで、ありがとうございました。本日の一般質問、終わります。町長、町長にちょっと聞きましょうか。事があればね、最高責任者であるね、町長は最終的には責任とか、いろいろなことがあると思いますので、一言どうぞ。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

三柵教育長もですね、就任されたばかりで、初めての議場に入って、初めて席に着かれて、もうコチコチですね、非常に緊張されておられます。本来、饒舌で非常にスマートに説明されるんですけども、ひしひしと感じました。鋭い質問されたわけですが。

三柵教育長になられてすぐ、いろいろなお話をしました。今、横尾議員、るる抱負という形の中で御質問いただいたわけですが。いじめ問題に関してもそうなんですけど、私と三柵教育長の間ですね、とにかく、かっこよく言えば、不易流行ということがあります。不易とは変わらないこと。流行とは変えること。とにかく変えてくださいと。芦屋町の教育、決してこれ、前教育長が悪いというのではなく、やはりそのとき、そのときでなければならぬことというのは必ずあるわけですが。今、最後に言われたいじめ問題ですね、これは本当に大事な問題で、命に関わる問題です。だから、そのことを成し遂げるにはどうしたらいいか。学校行事が余りにも多すぎるから思い切って、どうぞやりたいように行事を減らしてください。そのかわりその時間は、一番大事なものは、先生と子供が向き合うこと。向き合う時間をたくさんつくってください。そうすれば、結局、今もう35人学級で30人ぐらい。昔は50人から55人、1クラス。1人の先生。十分目が行き届き、十分子供たちと1対1でいろいろ話ができる。そういう学校に、先生と子供が向き合って、心を開いて、いろいろするように。ただやっぱりいろいろな行事を減らしますので、御批判は出てくると思います。行事を減らすことで学校行事。しかしそれは耐えてくださいと。これはもう余りにも先生方、他の行事に時間をとられ過ぎて、なかなか先生方も厳しい状況におられますので、そのことをごしんしゃくいただきまして、温かい目で御指導賜ることお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

はい、町長のお言葉よくわかっております。三柵教育長もね、人事で議会にかかって、人事案件で承認されたんで、それはもう議会が承認、満場一致で承認しております。満場一致で承認したから、その席におるわけですからね。我々も、議員一同も期待しておりますので、よろしくお願ひしまして終わります。

○議長 小田 武人君

以上で横尾議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

次に、9番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

9番、日本共産党の川上です。発言通告に従いまして一般質問を行います。

まず第1点目、健康保険法44条と無料低額診療事業について伺います。

その1、芦屋町では国保法44条に基づく一部負担金減免制度を平成27年に制定していますが、運用状況はどのようになっているのかをまず伺います。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

この減免制度は、一時的かつ特別な事情、災害などにより、生活が著しく困難となった場合に、一定の条件を満たせば医療費の自己負担額の減免などが受けられる制度です。芦屋町では、平成27年4月に施行しましたが、これまでの活用件数はゼロ件となっています。

また、郡内の他の3町においてもゼロ件という状況でした。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

平成27年3月11日に公示された芦屋町国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱というのがありますけど、これは先ほども言われていましたように、国民健康保険法第44条の規定による一部負担金、自己負担限度額の減額免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとするということで、窓口本人負担、そういったものをですね、減免するという要綱です。この条項に当てはまるのが災害とか特別な事情で収入が減った方、そういった方が対象となるわけなんですけど。これがゼロということですね、対象者がまだ生まれてないという状況です。そういった状況になりますと、その中で、国民健康保険を滞納されている方も芦屋町にはいると思いますが、私が調べたところによりますと、芦屋町です、国民健康保険世帯が2,195世帯あって、そのうち滞納世帯数は280となっています。これによって短期被保険者証、3カ月間の被保険者証を渡されている方が171人という状況です。これは平成28年の6月1日現在ですが、これについては間違いないでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

今、議員がおっしゃいました数についてはですね、その通りでございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

それでは、この280人滞納がおりましてですね、171人の方が短期保険証をもらっているということですが、残りのですね、109世帯は保険証はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

ほとんどの方がですね、無保険の世帯ということになっておりますが、一部の方が、1年証を持った世帯があるということでございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

芦屋町ではですね、資格証明書の発行はゼロということで、これは県内の中でもですね、有数の自治体しかしていないということなので、そういった点ではですね、評価できるんですが。それでもやはり、とめ置きの方が109世帯近くあるということで、そういった方が無保険者になっているという状況です。無保険者になるということは、例えば資格証明書というのをもらえば、基本的には医療にかかれば10割を負担しなければいけないということですけど、こういった方々は全国の保険医団体連合会の調査では、資格証明書発行された方は、世帯のですね、受診率は53分の1ということで、極めて低く、医療にかかれないという状況になっています。こういったことと同じようにですね、無保険者の方々もこういった状況になっていることが考えられます。こういった方々に対してですね、やっぱり世帯主及び世帯の被災や失業など特別な理由があるときにですね、医療費の一部負担金を減免、免除できる、そういったことをするために国保法44条があるんですけど。これが先ほどの答弁では、芦屋町では、ゼロということになっております。

福岡県内をですね、調べてみますと、やっぱりこの要綱を制定していない自治体もあるんですけど、大体の自治体がしています。その中でもですね、この5年間を見ましても127世帯、179世帯、82世帯、70世帯、195世帯とですね、ほとんどですね、県内でも活用できていないという状況になっています。これがですね、やはりなぜできないかという、やはりこれは、国と同様ですね、減免要綱をつくっているためですね、減免の要件として「収入が著しく低下したとき」という規定があるわけです。そのためにですね、低収入世帯ですと低い水準で頑張

って生活されている方はですね、適用されないという、そういった問題があります。やはり全ての人にですね、この医療を提供するという趣旨でつくられた制度ですから、こうした方が対象になるようにですね、やはり中ですね、要綱自体でもですね、改善すべきだというふうに思います。そういった点ではですね、改善をして、例えば、首長、町長そういった方が認めればですね、これは運用できるという、そういったことをやっている自治体もありますが、芦屋町でもですね、そういったふうなことをですね、考えてみるべきではないでしょうか。その点を伺います。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

この制度は、法の趣旨から一時的かつ特別な事情に基づく場合のみに行われるべきもので、恒常的に所得の低い人については、生活保護などの福祉施策につなぐことが大事だと考えており、対象の拡大は考えておりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

当然ですね、そういった方々がいれば生活保護へつなぐということも一つの考え方ですが、ただやっぱり、住民の方の中には生活保護を受けたくないという、そういった考えを持っている方もいます。そういった方がですね、医療にかからず、病気が重度化して亡くなってしまうという、そういった事例もですね、県内でも起こっております。そういったことがあります、とにかく、こういった制度が芦屋町にあるという点で、それではこの制度をですね、どのように芦屋町は住民の方に周知しているのか。その点を伺います。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

これまでですね、年に1回程度、広報に掲載して周知を図っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

例えば窓口ですね、来られた方で、そういった方が対象であるということがわかった時に、こういった制度がありますという、そういったところは周知しているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

先ほども申しました、広報のみで対応しているというのが現状でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

例えば、よその町を見ますとですね、ホームページでの掲載、そういったことをやっている自治体もありますが、そういった点ではですね、広報のみだけではなく常時ですね、わかるようにホームページでこの内容を掲載して、そういった対象者がいれば、こういった制度がありますので受けられますという、そういったことを行うという点では、いかがお考えでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

周知に関しては、今、議員御指摘のですね、ホームページ等に掲載するというのも図ってきたいというふうに思っております。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

これ自体がですね、やっぱり収入が著しく低下したという規定がありますのでですね、これでハードルになっているという点があります。ただ私のところにもですね、いろいろな方から例えば、生活保護だけは受けたくないが、医療だけはどうかにならないのか。昔は医療保護というのがあったんですね、医療保護を受けたいとか、そういった相談に来る方がおられます。ただ、現在は基本的には生活保護が基本になっているということでですね、生活保護を受けないとそういったことはできませんよということを言っているんですけど。そういった方々が受けられるようにですね、やはり、ぜひ考えていただきたいと思います。

生活保護基準の相当の世帯が医療が提供されるわけですが、基本的には高齢者夫婦で大体生活保護でですね、月12万8,000円程度になるというふうに思います。この金額はやっぱり国民年金の夫婦ではですね、これに該当するそれに近い状況ですので、そういった点ではですね、周知されていけばですね、こういったことについてもですね、適応できるのではないかなというふうに考えます。

まず、国保の第1条についてはその目的として、社会保障及び国民保健の向上に寄与するとい

うふうになっております。その法の趣旨に基づきですね、国保法44条のですね、一部負担軽減の適切な運用を求めますが、その点についてですね、いかがお考えなのか。責任のある立場の方の答弁をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

何と御答弁申し上げていいか迷っておるんですが。川上議員の質問は結局、国保法第44条に基づき減免という通告が来ているわけですよ。通告書によりますと、この答弁というのは先ほど来より課長が、していますように、一時的かつ特別な事情により生活が著しく困難である。一時的かつ特別な事情、災害など、災害だけではないと思いますが。

例えば、個人商店が倒産危機にあったとか。どこか企業のサラリーマンでおられた方が倒産、収入がなくなったとかですね、そういうのが一時的だと私は感じておるわけでございますが。今いみじくも議員がいろいろ言われましたけれども、生活保護の方、身体の方いろいろあるわけでございますよね、これは。その後の質問にも出て社会福祉法の問題でもあるわけでございます。とにかく私は、これ、川上議員のこの1番の1から5までずっと聞いておったんですが、やはりですね、そのときにしないと、通常の恒常的なそのことではないわけですよ。これはですね、まず、やはり役場の窓口に来ていただいて、まず相談をしていただく。必ずそこは、道しるべというか、こういうふうにしましょう、こういう措置があります、必ず県に問い合わせる。それから福祉事務所、いろいろありますのでですね、私は一つ一つがどうだ、こうだというより、まずは役場に来ていただいて、御相談をしていただくと。行政が決して冷たいものではありませんのでですね。中にはとんでもないことを言うてくる人がいらっしゃいますけど、そこは交通整理をしてですね、きっちりやりますので、その辺御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

今のこの要綱の水準でいけばですね、やっぱり該当者がゼロになっているとか、県内でも100人程度という状況です。先ほども言いましたように、例えば広島市ではですね、その一番ネットクになっている収入が著しく減少したときというのを省いています。これによって低所得者の方がずっと、ずっと低所得者で、それによって医療にかかれない方は、この国保法44条で医療にかかるといふ、そういったことができるということになっておりますので、これは自治体の裁量でですね、そこら近所を変えることはできるのでですね、そういった点を考えていただけたら

というふうに思っております。

それでは現実的に、それではですね、そういった方々が多い中で、そういった方をどう救うのかという点について伺います。

第3点目にですね、社会福祉法第2条3項9項に基づき、医療費の支払いが困難な人に、医療費の減免を行う無料低額診療事業がありますが、町ではどのように位置づけているのかを伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

社会福祉法に規定されています無料低額診療事業は、生活困窮者やDV被害者などが経済的な理由によって必要な医療を受ける機会が制限されることのないように、福岡県などから許可を得た診療施設が、無料または低額な料金で診療を行うもので、診療施設が主体となって行う事業でございます。

診療費用は、診療施設が全額負担することになりますが、診療施設側のメリットとしては、固定資産税や不動産取得税が非課税となる税制上の優遇措置が講じられております。

事業の位置づけでございますが、社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業でございますので、県や政令市、中核市の自治事務となっております。また、国が示す無料低額診療事業の受診手続フロー図においても、無料低額診療事業を実施している診療所が、社会福祉協議会や福祉事務所等の関係機関との調整、本人からの相談に応じるようになっており、町の位置づけというものは特段示されておられません。したがって、町は福岡県の要請等により対応することが基本となるものと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

この無料低額診療事業について行っている施設は、26施設で年間延べ43万6,000人、この施設で受診しております。この医療機関が負担している医療費が1億2,000万ということになっています。全国的に見れば、全国に588施設あって、700万人がこの施設を受診しているという、そういった状況です。私が調べたところでは、福岡県内では39施設、これは小さい町の診療所とか歯科医とか、そういったものを含めれば39施設あるということです。北九州市で言えばですね、大手町病院とかですね、健和会の病院がやっていますし、それから済生会病院、それから美萩野病院、新栄病院とか、こういったところがですね、この無料低額診療事業

に手を挙げてやっているという状況です。

水巻町にもですね、歯科医がこの事業に参加しているという状況で、大きい大都市圏とか、小さい町にもかかわらず、その病院がその事業をやるというふうに手を挙げればですね、その対象機関になるという状況です。

国はですね、この事業に対してですね、低所得者に対する必要な医療を確保する上で、一定の役割を果たしているという、そういった評価をしています。特にですね、ホームレスが社会問題になったときにですね、こういったホームレスを病院に受診させるということで、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に基づく基本方針で、ホームレスの医療確保を図るため、無料低額診療の積極的活用をうたっています。現在、不況の長期化、格差拡大によって、生活困窮者は増加しているという状況の中で、この制度の医療はですね、本当に大きくなっているんじゃないかなというふうに思います。

それでは、芦屋町ではですね、こういったふうな事業がありますということを住民に対してやっているのでしょうか。先ほどの課長の答弁ではですね、町がする義務ではないんじゃないかというような内容でしたが、その点はいかがでしょう。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

福岡県の事務でございますので、福岡県にまず確認しております。

福岡県では、ホームページ等による周知は行っておりませんが、本年3月の福岡県議会予算特別委員会において、執行部は必要な方には無料低額診療事業の利用を促していると答弁されております。このことについて、福岡県へ確認したところ27年4月1日に施行された生活困窮者自立支援法に基づき実施している福岡県自立相談支援事業、いわゆる生活困窮者の自立支援策の一つでございます「困りごと相談室」等において、芦屋町の方を含め、必要な方に必要な情報提供や支援を行っているとのことでございました。

芦屋町においては、福祉事務所が設置されていない自治体でございますので、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業は福岡県が担うこととなります。したがって、町民に対しては、「困りごと相談室」等で本事業を含めて必要な情報提供が図られているものと考えております。なお、芦屋町としましては、生活困窮者には、医療だけでなく、さまざまな問題等ふくそうしていることが多いことから、福岡県と連携しながら今後とも「困りごと相談室」の利用等を促進してまいるとともに、医療の問題と判断される場合には、対象施設の紹介等を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

医療ですから、例えばその75歳以上の方々、高齢者にもやっぱり医療がありますので、75歳の方々にもこの制度が当てはまるわけなんですけど。75歳以上になりますと、後期高齢者医療制度になります。後期高齢者医療制度は広域連合の中でもですね、こういった制度を周知するべきではないかという論議がありました。そのときにですね、後期高齢者の答弁としては、広域連合は事業の実施主体ではなく、制度の周知につきましては、基本的には住民に身近な窓口である市町村などにおいて、取り組みを行っていくべきであると考えていますということで、これは市町村がやるべきだというような考え方をしています。ただ、それを市町村にだけに任せていいのかというところを追求しますと、最終的には無料低額診療事業につきましては、現在でも県内の市町村などで事業の内容や利用方法などについてホームページで広報するなど、取り組みが実施されるところがあると認識しております。本広域連合としましては、無料低額診療事業の周知は基本的には市町村などにおいて取り組むべきであると考えますが、所得者等に対する各種制度をお知らせすることにより、被保険者の支援を図るという観点から、本広域連合に設置しておりますコールセンターでの関係機関の紹介やホームページ上の広報などについて、今後検討してまいりますというふうに、やっぱり責任を転嫁するのではなくて、やっぱりそれよりも自治体がこういった制度がありますよということで、ホームページや広報や窓口でですね、十分周知することが必要だと思います。これは町がお金を出すわけではありませんから、芦屋町の方でも北九州にある、先ほど言われた29の施設においてですね、無料で診療が受けられるという、そういったことになっています。

私はこの病院の事務長とお話をしたところ、そういったふうに医療難民の方については、住まいを問わず、ぜひうちのほうに来るように言ってくださいと。うちのほうで医療は引き受けますという、そういった答弁をされています。ただこれは恒常的ではなくて、一時的なものになりますけど。そういった点では、町でもですね、こういったことを周知して、そしてやっぱり医療難民の方に対してですね、医療が受けられないということがないようにするべきだと思いますが、その点でですね、周知を町でも十分すべきというお考えを再度伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

先ほど申しましたとおり、窓口等に、うちの窓口、それから生活の「困りごと相談室」、そこら辺につきましては、十分周知、情報提供がなされているものと思っております。ただ、先ほど広

域連合とおっしゃいましたけども、基本的には福岡県の事務でございますので、福岡県の考え方を伺った上で対処していこうというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

それではですね、芦屋町にもですね、芦屋中央病院がありますが、ここでもですね、やはりそういった医療が受けられない方をですね、この医療低額診療事業で救うべきじゃないかと思いますが、芦屋中央病院において、こういった事業をやるお考えがないのかを伺います。

議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

本事業に関する考え方を芦屋中央病院に確認しておりますので、御説明申し上げます。

無料低額診療事業所となるためには、生活保護、無料または10%以上の減免を受けた者の延べ数が取り扱い患者の総延べ数の10%以上必要ですが、芦屋中央病院は4%でございます、事業所としての要件を満たしていません。また、無料低額診療事業は低所得者など、経済的理由によって適切な医療を受けることができない方々に対し、患者さんが負担すべき金額を無料または低額で診療を行う事業であり、これにかかわる診療費については国・県等々からの助成もなく、病院側の持ち出しとなり、収益面で厳しい経営を迫られることとなります。また、固定資産税や不動産取得税が非課税になるなどの税制上の優遇措置を受けることができますが、公的病院では非課税のため当該優遇措置はございません。

したがって、現段階では、芦屋中央病院としては、無料低額診療事業を行う予定はございません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

中央病院もですね、新たな移転の問題とか、そういったところで大変でしょうが、とにかくですね、こういった貧困のためにですね、こういった必要な医療が受けられない、手遅れになるという、そういったことがですね、あってはならないということで、こういった制度を活用しながらですね、医療難民に対するですね、支援を十分尽くしていただきたいと思えます。

次にですね、町内の交通問題について伺います。

北九州市との連携中枢都市圏構想を推進するために、公共交通について北九州市との連携協約が締結され1年が経過しましたが、進捗状況はどのようになっているのか伺います。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

北九州市との連携中枢都市圏構想の地域公共交通については、公共交通ネットワークの確保及び維持のための検討を行うために、芦屋町が取り組みを主体的に推進することに対して、北九州市は芦屋町の取り組みに協力するという内容になっています。そのため、今年度策定する芦屋町地域公共交通網形成計画にある事業内容を進める上で、北九州市に協力依頼できる内容について、協議を行っていく予定となっています。

なお、黒崎芦屋間急行バス運行終了決定時には、この連携協約締結によって、折尾駅までの速達性及び利便性を図るため、平日朝の通勤時間帯に3便の増便と2便の快速便化の既存バス路線の充実がなされております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

今後ですね、北九州との話し合いがされるということですが、ぜひですね、公共交通の利便性の確保のためにですね、努力をしていただきたいと思います。

それと、次に2点目のですね、芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略に対するパブリックコメントを見るとですね、交通の分野ではタウンバスの拡充を求める声が高まっています。町はどう改善しているのか。この点について伺います。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

今年度策定する芦屋町地域公共交通網形成計画における芦屋タウンバスの運行については、病院移転開院予定の平成30年3月に向け、路線の一部変更を予定しています。現便数、平日67便、土日祝41便を少なくとも維持確保するため、今年度新たに車両を1台保持し、4台体制での運行を進める計画です。

なお、パブリックコメントにもある鶴松団地経由の便数をふやすという御意見も多々ありますので、今後、地域住民と調整を図りながら、一部路線を見直すことを検討してまいります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

それではですね、3点目の総合戦略、マスタープランの中でも公共交通ネットワークの推進が戦略の一つに挙げられていますし、第5次総合振興計画・後期基本計画の中でも公共交通の充実がうたってあります。6つの重点項目が挙げられています。町は具体的にこれをどう進めるのかを伺います。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

総合戦略の公共交通ネットワークの推進では、北九州市営バスの維持、確保を図ることを目標に掲げていますが、そのためには、芦屋タウンバスや無料で町内を走っている町内巡回バスが北九州市営バスの経営に悪影響を与えないことが重要になってまいりますが、それぞれのバス運行も芦屋町にとっては、なくてはならないものだと考えております。

そのため、病院移転開院後の交通再編については、今まで以上に協議の場をふやし、お互いにウイン・ウインの関係で事業ができるよう協議を進めていきます。

また、遠賀郡各町との連携については、平成33年度まで各町の交通担当者と協議を進め、検討していく計画です。また、後期基本計画の中にあるバス停整備についてですが、昨年度バス停上屋を2カ所、ベンチを2カ所設置いたしました。今年度もバス停上屋2カ所の設置を計画しております。今後もバス停上屋の設置を検討しておりますが、芦屋町の歩道は幅員が狭く、さらに、自転車通行可能な歩道が多くある現状にあり、上屋やベンチの設置許可が難しい状況にあります。警察署や道路管理者と調整をしながら設置に向けて協議を進めていきます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

今、1点、2点、3点をですね、問うたわけなんですけど。これにつきましては、3月のですね、全員協議会の中で芦屋町地域公共交通網形成計画というのが出され、今度の議会の町長のですね、行政報告の中でもありましたけど、これを作成しているということなんで、この3点自体がこの中にですね、全て網羅されているというのが現状だと思いますので、この計画自体をですね、いかに充実させ、そして実現させていくかというのが、芦屋町にとって不可欠な点だというふうに思います。そういった点でですね、いろいろ課題も多いと思いますが、そういった点を

すね、踏まえた中で、この交通網形成計画をです、充実させ、実現させていくことが急務だというふうに思います。

私は、平成28年の第2回定例会です、高齢者の運転免許の自主返納事業について町の考えを伺いました。そのとき、課長の答弁としては、町としては、地方公共交通網の確立を最優先するという、そういった答弁だったと思いますが。全国でもです、この免許証の自主返納事業はいろいろ取り組まれています、確かに一定の成果は上がっていますが、自主返納した高齢者からは生活の足の確保が困難になったという声も寄せられているということで、そういった点ではです、交通網の確立は強く求められているし、こういったことがない限りには、高齢者の自主返納事業も十分進まないというふうに思います。

2017年にです、改正道路交通法が施行されました。後でも認知症の問題に触れますけど、施行前でもです、認知症であると判明したときには、運転免許証の停止や、効力を停止することができ、免許更新の際には認知症機能検査を義務付けていましたが、今度の改正によってです、75歳以上の高齢者に対して、認知機能が低下した違反行為、信号無視などを起こしたときにも臨時認知症検査を受けなくてはいけなくなり、問題があれば、臨時高齢者講習を受けなくてはならないと。これで問題があった場合は、返納につながるということが強くなっています。

2017年の法案の審議の中で、運転免許証の自主返納等の理由で自動車等を運転できない高齢者の移動手段の確保については、地方自治体とも連携しながら、中長期的な視点も含め、適切な対策を講じることというです、国会では附帯決議が可決されています。これを受けて、警察庁は各警察本部長に運転免許の自主返納などにより、運転することができない高齢者が予測され、その移動手段を確保することの重要性が今後ますます高まると述べ、持続可能な地域交通網の形成に向けた取り組みにおいても、さらなる促進が求められているとしており、地方公共団体の関係部局と緊密に連携を図り、高齢者の移動手段の確保に向けた取り組みを推進することを求めています。

一方、これを受けて、国土交通省も地方運輸局に対して、道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う高齢者の移動手段の確保に向けた環境整備にかかわる取り組みについてと通達を出し、地方公共交通網の形成の促進を求めていますということで、国はお金は余り出さんけど、交通網の整理はしなさいという、ちょっと勝手なところもありますけど。とにかく国としても、そういった対策をとるためには、やっぱり地方の交通体系を充実させることが必要だということを行っています。

この芦屋町においてもです、西鉄バスの廃止や北九州市営バスのはまゆう路線の廃止、運転本数の激減などが進んで、住民の生活の足の確保が大きな問題となっています。高齢者にとって自動車は買い物や通院、通所などにとって欠くことのできない手段であり、免許証返納は生活に

大きな変化をもたらしていきます。

遠賀郡4町でもやっぱり、こういった問題を抱えているわけですが、ただ芦屋町と違う点は、ほかの3町はですね、北九州都市圏や福岡都市圏への移動手段については、JRが通っているということで、そんなに不満がないわけです。町内の循環が問題があるということで、今、施策をとっているわけです。そういった点でですね、最後に町長に伺いますけど、芦屋町ではですね、この間、タウンバスや巡回バスなど町独自の対策をとっていますし、特にタウンバスは県内でも最も多くの便数を確保している公共交通網であり、評価しています。また、学生への通学費の補助もですね、県内に先駆けた取り組みということです。それでもですね、やっぱり芦屋町の将来人口をですね、1万人にするというのが人口ビジョンの考え方です。福岡県自体はですね、将来的には1万1,000人ということを芦屋町に掲げていますけど、そういった点をですね、実現させていくということになればですね、やはりさらなる地域公共交通網を整備する取り組みが最も重要であるというふうに考えております。そのためにもですね、先ほど伺った北九州との連携、地方総合戦略、マスタープランにおける公共交通に関する施策の取り組みの実現が本当に鋭く問われている問題だと思っておりますが、最後にこの問題について、町長のお考えを伺います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

る、御質問いただいたわけですが、まさに川上議員の言われていたとおりでございます。たくさん課題がございます。まず、いつも言われておりますように、芦屋町は交通問題が一番ネックになっておるということで。いつも、私、もう3回ぐらい答弁したんです。本当に芦屋町、交通の便が悪いんですかと。大体、交通の便が悪い、悪いと言われているのは、バスに乗ったことがない人。いつも車に乗られている方がですね、JRがない、JRがない。ただ、JRがないということだけで、交通の便が悪い。果たしてそうであろうか。

私もこのこともよく言うんですけど、タウンバス、芦屋から遠賀川駅まで15分で行く。出張帰りに折尾駅から芦屋行き、よく便がありますので、乗って大体25分、30分ぐらい。遠賀、岡垣が果たしていいかという、遠賀の人とか、岡垣の人と話をするんですが、岡垣は土地が広いので、岡垣、吉木だとか、波津だとか、ああいうところは巡回バスも広いから、巡回バスがぐるぐる、ぐるぐる回って、なかなか岡垣の海老津の駅まで届かんとかですね。ただ、恩恵をこうむっておるのは、水巻、遠賀、岡垣、確かにJRの駅ございますが、JRの駅の恩恵をこうむっておるのは、JRの駅、コンパスでしてある、500メートル圏内の住民の方が恩恵をこうむっているだけで、遠賀町にいたしましても、いわゆるチサンのゴルフ場の向こう側のあそこ、虫生津と言うんですかね、あの地域も非常に交通の便が悪いと。水巻はそんなにないので

すが。遠賀、岡垣、非常に土地の広いところは、それなりの悩みがあるわけですが。芦屋町はいいか悪いか、芦屋の行政面積県内で下から2番目と。本当にこう短い、小さな町。そして、これだけの交通体系を巡回バスもたくさん回している。タウンバスももう1台病院側の関係で、タウンバスをもう1台ふやそうということですね、北九州市さんも非常に芦屋町大事にしてくださいまして、本当は赤字なんですけど。北九州市さんは、本当はもうあそこで、花野路で切りたいんですけど、やはりそういうことはいかないということで、粟屋、浜口まで延長させていただいております。

ということですね、もう少し、私は視点を住民の方に視点を定める運動をですね、1日、役場の職員も交通機関を乗って来なさいと。マイカーではなく。そういう日をですね、年間何回かつくれば、本当に乗ったことない人がよくそういうことを言われる。そのことに非常にここ1年で気がついたわけですので。ぜひ、まず皆さん方、北九州市営とか、タウンバスで遠賀川駅までとか、そういう経験をですね、まずいろいろしていただきたいなと思っております。いづれにいたしましても、高齢化社会になりますので、高齢者の方のための交通の便というのは、違う視点の中で、福祉行政という形の中で考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

ぜひですね、今度できる計画を充実させ、実現させていくべきだというふうに思います。

それでは、次にですね、認知症対策について伺います。

まず1点目、神奈川県では、認知症の早期発見・早期診療の推進及び適切な医療・ケアの提供を目的として、かかりつけ医や専門医療機関、介護サービス事業者が地域で連携して情報を提供するための「よりそいノート」を作成して運用しています。芦屋町での取り組みについて伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

本事業の目的として、1つは認知症の早期発見や早期診断、2つ目として、かかりつけ医や専門医療機関、介護サービス事業者が対象者の情報を共有して適切な医療や介護サービスに結びつけることが特徴であろうと思います。本町の認知症施策のうち、予防や啓発を除いた早期の対応や情報共有等の現状等について御説明申し上げます。

まず、認知症の早期発見や早期診断につきましては、広域連合が実施しました高齢者生活アン

ケートの実施結果に基づいた戸別訪問を27年度から実施していることが、本町の大きな特徴でございます。また、昨年度から2名の認知症地域支援推進員が認知症に関する専門的な相談や対応に応じる体制を整備するとともに、6月1日からは医師や作業療法士などの専門職で構成する認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期対応に当たる体制を整えております。

次に、在宅生活を支援するために在宅医療と介護従事者の情報共有シートを作成し、29年度から遠賀中間地域で運用を開始しましたが、神奈川県「よりそいノート」のように、認知症に特化し、広域的に当事者を含め医療や介護職員までの情報共有を行うシステムは、芦屋町を含めて近郊ではございません。

神奈川県「よりそいノート」につきましては、認知症の方または認知症が疑われる方の行動範囲や生活範囲を考慮し、県を単位とした医師会や薬剤師会などの職能団体が広域的に連携したことにより、効果が発揮できているものと推測されます。

本町の現状では、鑑別診断を行う専門の医療機関がないこと、町外にかかりつけ医をもつ町民も多くおられることなどから、本町単独でノートを作成することよりも、神奈川県のように広域的な取り組みを進めていくことが有効であろうと考えます。

このため、適切な医療やケアに結びつくための当事者などの情報の共有については、郡内での会議等を踏まえ、在宅医療と介護の連携を広域的に進めるために設置しております遠賀中間地域在宅医療介護連携推進協議会等で提案してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

この「よりそいノート」というのは、神奈川県がですね、提案しまして、当初はそれぞれ県内の自治体もですね、あまり活用していなかったんですけど、効果があるということで、今、神奈川県の中では、一定の広がりが出てきていることで。それで、神奈川県ではなく、そういった内容を把握した自治体がですね、自分のところでも取り入れてみようかという取り組みが始まっています。

言われるようにですね、基本的にはやっぱり福岡県とか、県単位で取り組んでいくというのが一番効果があるという点です。ただ、こういったことをですね、それぞれの自治体がやっぱり利点といいますか、そういったものをちゃんと把握してですね、広めていくことによって、例えば、ここだったら広域連合の中での運動や、それが県全体に広がっていくとか、そういったことを誘導するんではないかなというように思います。とにかく、これは医療機関、薬局、介護機関、相談機関、そして本人、家族、そういったところがですね、情報を共有するというところで、今後新

しい取り組みになっていくと思いますので、ぜひ、こういった取り組みをですね、注視していつてですね、福岡県内でも「よりそいノート」が普及するように条件を整えていけばいいなというふうに思っております。

続いて、2点目のですね、認知症と診断された高齢者が精神障害者保健福祉手帳を取得することができるのかという点を伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

認知症の方が精神障害者保健福祉手帳を取得することができるのかという御質問でございますが、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、認知症は器質性精神障害の一つとされておりますので、日常生活や社会生活に制限を受けたりする相当の理由があると福岡県が判断する場合、取得することができるかとされております。取得手続は、申請書に医師の診断書などを添付していただき、町を経由して福岡県へ提出して審査を受けることになります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

前回の議会の時から、町長のほうから、芦屋町でも高齢化率が30%に達したということが報告されていましたが、そういった点では、芦屋町も超高齢化社会になっています。現在85歳以上の方の4人に1人がですね、認知症というふうに言われていまして、行方不明者が年間1万人に及んでいるということです。そういった点ですね、認知症を抱える家族の方というのは、本当に大変な状況で、精神的にも大変ですが、経済的にも大変な状況になっています。芦屋町ですね、認知症の診断を受け、精神障害者保健福祉手帳を取得している方というのが、これは何人ぐらいいるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

手帳の申請に際しては、医師の診断書または年金証書の写しを添付する必要があるがございますが、医師の診断書で確認できている方は2名おられます。年金証書の写しで申請された場合は、認知症であるかまでは確認できず、実数は不明でございます。

なお、認知症の治療に関しては、精神障害者保健福祉手帳を取得しなくとも、医師の診断書があれば自立支援医療が利用できますので、これは10名以上の方が現在利用されておられます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

それでは、この手帳の取得のメリットがどのようなものがあるのかについて伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

障害の等級や世帯等の課税状況によって違いがございますけども、税関係では、所得税や住民税の控除、自動車や軽自動車税の減免がございます。別に、NHK受信料の減免、公共施設やバス等の料金の割引、医療費の助成がある重度障害者医療費の対象になる場合がございます。

ただし、福祉サービス面においては、生活保護を受給されている方を除く40歳以上の場合は介護保険の対象となるため、デイサービスやヘルパー利用など、介護または障害等で提供する同様のサービスの提供を受ける場合は、介護保険が優先されるというふうになります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

それでは、地域包括センターとか町の福祉課の窓口とか、そういったところをですね、手帳取得によりサービスが受けられる可能性がある方に対して、説明は行っているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

周知というところも含めて説明させていただきます。町のホームページで申請方法を周知しているほか、窓口では個別で常に相談に応じております。また障害者は精神障害者福祉手帳の取得を含めまして、障害者のサービスに関する理解を促進するため、ケアマネを初め、ホームヘルパーなどの介護事業者ですね、介護事業者に対して28年度の芦屋町介護事業者連絡会で福祉課職員が講師となって研修を実施しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

ちょっと聞き逃したんですけど、町の広報とかそういった部分で、そういった認知症でもこういった精神障害者福祉手帳が受けられますよという、そういったことは行っているんでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

広報については、掲載は現在のところしておりません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

ぜひですね、広報や先ほども言いましたように、ホームページとか、そういったところでもぜひ周知していただきたいというふうに思います。これは申請式ですから、本人さん、家族がですね、するかどうかというところが一番大事なところですし、また、先ほど課長も言いましたように、かかりつけの医者に相談すること。これからですね、この手帳の交付ができるかどうか、そこら近所が始まりますので、ぜひ周知ですね、徹底していただきたいと思います。

認知症の家族の方からもですね、いろいろ相談を受けます。やはり、本人も大変なんですけど、介護される家族の方が、今度はやっぱり自分自身がうつ病になったりとか、精神的にダメージを受けている問題もありますし、金銭的な問題についてもですね、相当負担があるという、そういったことになりますので、ぜひこういった制度があるのであれば、それを活用すればですね、少しでも負担の軽減になるのではないかなというふうに思いますのでですね、ぜひ、行政の役割でこういったことをですね、周知していただきたいと思います。

認知症は早期発見、早期治療が何よりも重要になります。家族や地域住民が認知症について正しく理解することが、高齢者が安心して住みやすいまちづくりの一步となります。高齢者が住み慣れた地域で、生き生きと安心して暮らしていけるまちづくりを、行政がイニシアチブをとっていくことを求めまして、質問を終わります。

以上です。

○議長 小田 武人君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

ただいまからしばらく休憩いたします。なお、13時10分から再開いたします。よろしくお願いいしておきます。お疲れさまでした。

午前11時29分休憩

午後 1 時10分再開

○議長 小田 武人君

再開いたします。

次に、2番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

2番、公明党、松岡でございます。それでは、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

1件目は障害者差別解消法にかかわる条例の制定についてでございます。障害者差別解消法ですが、平成28年4月1日に施行されて1年が経過しております。福岡県でもことし3月30日に、福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例が制定されました。我が町では、平成27年第3回定例会で当該法にかかわる町条例制定の請願書が提出され、それについて採択されております。県の条例では、町の役割が規定されております。町としても条例の制定を行うべきと考えますが、それについてお伺いしていきたいと思っております。

まず初めに、障害を理由とする差別についての相談状況は、ここ1年間どうであったか、お伺いいたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

福祉課は、障害者差別解消の施行に伴って作成した障がいを理由とする差別の解消の推進に関する芦屋町職員対応要領第8条に基づく相談窓口であるとともに、障害者支援等を担う担当でございますが、過去1年間において、窓口や電話での障害を理由とする差別に関する相談事例はございませんでした。

しかしながら、30年度以降の障害者計画を策定するために29年2月に実施したアンケート調査において、これまでに、障害のため差別を受けたり、嫌な思いをした経験があるかという設問に対し、身体、知的障害者の有効回答数421人のうち、「よくある、時々ある」と答えた割合は18.1%。精神障害者の有効回答数81人のうち、「よくある、時々ある」と答えた割合は34.6%でございました。

アンケート結果では、障害をお持ちの方が差別を受けたと考えられるケースも存在しているのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、答弁ございましたけれども、やはりですね、障害者の方は、どうしても全てにおいて控え目になりがちじゃないかなと。そこで、やはり社会に迷惑をかけてはいけないとか、そういったことで逆にですね、消極的になられるんじゃないかと思います。

しかしながらですね、町はこのような障害者の方が分け隔てなく生活して、社会への参加が可能な環境を整えていく責務があるかというように考えます。この県条例では町や町民での役割をどのように規定しているのか、まずお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

県条例は、議員、御指摘のとおり、平成29年3月30日に制定され、施行は啓発等を除いて平成29年10月1日でございます。条例の目的としましては、基本理念を定めて、県の責務並びに市町村、事業者及び県民の役割を明らかにすることなどによって、障害を理由とする差別の解消を推進し、共生社会の実現に寄与することとされております。

まず、町の役割としては、条例第5条で、「市町村は、障がいを理由とする差別の解消に当たっては、県との適切な役割分担を踏まえ、障がいのある人の身近な地域における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。」とございます。第5条に関しましては、現在、策定作業を進めております障害者計画において、具体的な施策について審議し、取り組んでいくことと考えております。

次に、町民の役割として、7条で「県民は、基本理念にのっとり、障がい及び障がいのある人への理解を深めるよう努めるとともに、障がいのある人及びその家族その他の関係者が障がいによる生活上の困難を軽減するための支援を周囲に求めることができる社会環境の実現に寄与するよう努めなければならない。」と規定されております。このことから、行政としては、町民等の理解が進むよう、継続的・効果的に啓発や周知の機会を設けることが必要になると考えております。

相談体制の整備に関しましても、市町村の役割が規定されており、第13条第2項では、身近な地域における事案の解決又は改善を図るため、個別相談に応ずるよう努めるとともに、第15条では当該相談に関する体制整備に努めるよう規定されております。

個別相談への対応や相談体制については、従来から障害者支援を担う福祉課が対応しておるところでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、県条例について答弁がございました。県条例ではですね、県との連携のあり方や相談体制の整備について定められております。また、差別解消の推進に関する施策の策定を義務づけております。実施についても努力義務とされております。ただ、今の答弁にはございませんでしたけれども、第10条に事前的改善措置として、3つの項目が義務づけられています。

1つ目は、みずから設置する施設及び設備のバリアフリー化。2つ目、介助者等の人的支援。3つ目、障害のある人にとって円滑な情報の取得及び利用、意思表示並びにコミュニケーションに資するための支援。この3つの項目であります。この3つの項目につきましては、条例におきまして、事前的改善措置と位置づけられておりますので、町としてはですね、新たな取り組みにかかる必要があるかと思えます。そういうことで、この取り組みについての方向性について、お伺いいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

県条例の制定に当たり、県から市町村に対して条例内容の具体的な説明等が行われておりませんので、現時点で方向性まで申し上げることはできかねます。今後は、10月の施行に向け、市町村に対して説明等が行われることが想定されますが、3点について芦屋町の現状を御説明させていただきます。

まず、みずから設置する施設及び設備のバリアフリー化に関しましては、平成24年3月に策定した芦屋町障害福祉計画の生活環境の整備において、公共施設については、福岡県福祉のまちづくり条例に基づき、できることからバリアフリー化を図りますとしており、町営住宅を初めとして、公共施設のバリアフリー化を順次進めているところでございます。

次に、介助者等の人的支援については、障害福祉サービスにおける地域生活支援事業において、同行援護や行動援護等のサービスを提供しております。しかしながら、この条例の示す意味を福岡県より示されておられませんので、ボランティア等の対応を指しているかわかりかねているところでございます。

最後に障害のある人の円滑な情報の取得や利用、意思表示並びにコミュニケーションに資するための支援につきましては、現在、福祉サービスの一つとして、手話奉仕員の養成、手話通訳者の派遣等を実施しているほか、役場の窓口では、コミュニケーションボードや助聴器などを置き、コミュニケーションの向上に努めております。

県条例の規定する事前的改善措置につきましては、今後、福岡県の考え方等を踏まえて、本町の取り組みを点検し、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、答弁をしていただきましたけれども、第10条についてはですね、努力義務ということでありますけれども、そう言いながらもですね、やはり障害者の方がですね、分け隔てなく芦屋の町でですね、過ごしやすく生活できるということが重要なことだと思いますので、そういった障害者の方を大事にしていくことが町の活性化にもつながると信じてですね、取り組んでもらえればと考えます。

このほかにも県条例についてはですね、第11条、12条にですね、防災・防犯の対策、当然のことながら、防災対策の中でも、そういった高齢者の方の行動に関しての支援、また障害者の方の支援対策についても盛り込まれるかと思いますが、11条にそういった項目もあります。そのほか虐待防止の対策についても義務付けがされております。そういうことで、しっかりと取り組んでもらえればと思います。こういった県の条例もできてですね、ただ、今先ほど課長のほうから答弁がございましたけれども、県が今回、条例を制定したんですが、町とのそのすり合わせ、そういったところもですね、しっかり打ち合わせが行われていない中で制定されたというようなこともあります。町としてはですね、積極的にかかわっていただいて、改善を図ってもらえればと思います。

そう言いながら平成27年の定例会での採択がございますので、町としてもですね、今後、県、それから障害者の方と調整をよくやりながら、皆さんの御意見を伺ってですね、条例制定を進めていただきたいと思います。

そういう中で、環境が整いつつありますので、条例制定のマイルストーンについてお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず最初に、これまでの経過や郡内の状況を若干説明したいと思います。条例制定に向けた請願が採択されたのは、平成27年の第3回定例会でございます。また、同様の請願は郡内他町にも提出され、遠賀町以外は採択されております。

請願書の提出団体でございます遠賀郡障がい者団体連絡協議会とは、条例制定に向けて、平成

28年1月26日及び平成28年11月21日に協議を行っております。協議では、福岡県でも条例制定を行うこととなったため、当該条例の内容を確認した上で、当事者や家族の意見の反映方法等も考えながら、遠賀郡各町での条例について検討を進めていくことを確認している次第でございます。

5月25日に郡内で協議を行い、10月の県条例の施行に向けて、福岡県から市町村への役割分担等の説明も見込まれておりますので、これらを踏まえながら、遠賀郡障がい者団体連絡協議会等と意見交換を行い、芦屋町を含め、各町の条例制定を目指してまいりたいと思います。

したがいまして、現時点では町条例制定の行程に係るマイルストーンまでお示しできる段階ではないことを御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、答弁がありました。明確なですね、制定の時期については、今のところ取り組んでいきたいということですので、明確に示せないということではありました。障害者の有無によって分け隔てられることなくですね、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けてですね、1日も早い条例制定を願いたいと思います。

町長、条例制定について町長の御意見をちょっと、最後に決意をお願いしたいんですけども。決意といいますか所信をお願いしたいと思いますが。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

当然、芦屋町の議会でも満場一致で請願ですかね、請願が採択されておるわけですが。今、課長がるる、話しましたように、県の条例が施行されまして10月から条例の施行に入ることです。今は、やはり準備段階ではなかろうかと思っております。よく県と調整して遠賀郡4町、足並みをそろえてですね、この条例の施行に向けて執行部としては進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

町長から所信をいただきましたので、条例のほうもですね、今後、周辺町とも連携しながら、

それと県とですね、連携を図って進められるものと確信をいたします。1件目はそれで終わらせていただきまして、2件目ですけども。

2件目は学校教育の課題と今後の方向性についてお伺いいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行され、町には教育大綱の策定義務が課せられました。町ではですね、平成28年6月にこの教育大綱が策定されております。また、学校教育に関しましては、学習指導要領が約10年ごとに改訂されております。このたび文科省の諮問機関である中央教育審議会から平成28年12月21日に、今後10年間を見渡した次期学習指導要領が答申されております。我が町では、「さわやかプロジェクト」を立ち上げ、保・幼・小・中の連携と小中一貫教育で「芦屋の子どもは 芦屋で育てる」のスローガンのもと、芦屋の子供たちの育成に町民一丸となって取り組んでいるところであります。この件につきましては、朝の答弁でもありました。今回の新学習指導要領改訂案からすると、さらなる取り組みや学校づくりが求められていると考えます。そこで、新学習指導要領の内容を踏まえ、この目的を達成するための方向性について、お伺いいたします。

初めに、新学習指導要領をどのように町としては受けとめているのかお伺いいたします。改定案の理念、概要及びポイントは何か、お伺いいたします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三桝 賢二君

よりよい学校教育を通じて、よりよい社会をつくるという目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来のつくり手となるために必要な資質・能力を育む社会に開かれた教育課程の実現がまず挙げられると思います。

また、新しい時代に必要となる資質・能力である、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性の涵養を育成する。何ができるようになるか、そして主体的・対話的で深い学びの視点からの学習過程の改善、いわゆるどのように学ぶかもポイントとして挙げられると思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今後のこの指導要領によりますと、今後ですね、子供たちが未来10年後にどういった形で生きていくことができるのか。社会でですね、芦屋の子供たちが自分たちの今まで学んできたこと

をしっかり発揮してですね、生きていくことができる。また社会に貢献できる、そういったところが大きなポイントになるかなというふうに思います。そういった中で、今回の改定案ではですね、今、答弁でございましたように、子供の深い学びを掲げておりますけれども、その意義について御説明をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三桝 賢二君

新学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの視点から学習過程の改善が必要であると言われております。深い学びは、習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた、見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連づけて、より深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見出して解決策を考えたり、思いや考えをもとに創造したりすることだと言われております。

主体的・対話的で深い学びから、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性の涵養を育むものです。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、教育長のほうから答弁がございましたけれども。やはり子供たちは深い学びで、人間らしい人間に育つ。そういうことを目指して、主体的に対話的な取り組みをやっていくと。主体的ということで子供たちは、人ごとではなく自分の問題として考えていくんだよと。対話的、異質なものの、価値観との触れ合い、そういうことで多くの方に触れ合ってですね、自分の価値観との違いを受け入れるような、涵養のある人材へと育てていっていただくということで、人間らしい人間に育っていくということにつながるんじゃないか、そういうふうに考えます。こういった子供たちが育つということで、今までとの、学校教育の中の現場の中で、どういった違いが生まれるのかということだと思いますけれども。学校の先生たちは、そういうことで新指導要領が改定された中では、今までと違った取り組みというよりは、授業の中でどういう対応をしていくのか、その点について御説明をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三桝 賢二君

学習や生活の基盤となる、言語能力を育成するため、引き続き言語活動の充実を図ることが重要となります。また、情報活用能力の育成を図る学習活動の充実。特に小学校においては、総合的な学習の時間を中心に、国語のローマ字学習とも関連づけながら、情報手段の基本的な操作を習得することや、算数、理科、総合的な学習のいずれかの教科等でプログラミング教育の単元を設けること、そのほかにも、体験活動、学習の見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動が求められています。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、答弁がございましたのは、子供たちがどういった内容を学ぶかという点で説明があったかと思うんですけども。私の問いはどちらかという、先生たちがどういう対応をしていくかというところを質問させていただいたわけですけども。

子供たちにとってみれば、今からですね、ICT教育も含めながら、将来に役立つ、そういった内容は盛り込まれるし、人の触れ合いということで英語教育のほうも入っているというような状況を聞いております。子供たちにとってみれば、だんだんと負担が大きくなるかなと。

その一方でですね、先生の対応の仕方も若干違ってくるんじゃないかと思います。先生たちは今まででなくしてですね、こういった主体的、対話的な深い学び合いをさせるためにはですね、子供たちの問いかけのやり方とか言葉の書き方、それから振り返ってじっくり考える時間を与えるとかですね、そういった対応になってくるんじゃないかなというふうに考えられます。子供たちは、そういうことで学ぶ量、質的にもですね、かなり負担が大きくなってくると思うんですけども。

そういうことで早速ですね、北九州の教育委員会のほうでは、先般テレビに出ておりましたけれども、2019年度から夏休みの期間を6日間短縮しよう。それが出されておりました。我が町では子供たちの量、質を補うために、そういった考えはないのかお伺いします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

現段階ではありますが、授業日数、時数は足りておりますので、夏休みの期間短縮については、現段階では考えておりません。

またその一方、議員御指摘のようにですね、県内の自治体でも一部、夏休み期間を短縮する自治体もふえておりますので、今後も県内、他の市町村の状況を注視してまいりたいと考えており

ます。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

状況を見ながらですね、まだ始まったわけではなくて、小学校は32年度から、中学校は33年度からということで、受け入れ改定が決まればですね、実際そのように運用されてくると。そういった中で、早めの状況を、内容等を踏まえてですね、準備をしていただければというふうに思います。

子供たちは今、申しましたように、今まで以上にですね、前回の学習指導要領、アクティブラーニングをやりながらですね、もう、ゆとり教育が若干、脱ゆとり教育の状況に今あるわけですね。それからまた、この新学習指導要領を見ますと、さらにですね、質も量もふえてくるということで大変な状況になるかなと。

一方ですね、教職員、教員ですけど、今でもですね、働き改革が求められておりますが、さらにですね、多忙さに拍車がかかるのではないかとということが懸念されます。そういうことで、資料を、これ、公明新聞の切抜きで勝手ながら掲載させていただきましたけれども。

昨年の暮れに出た教員の働き改革、資料1です。これを見ますとですね、これ、文科省が発表した2016年度の高校、小中学校教員実態調査の速報値です。過労死の目安とされる月80時間を超える時間外勤務について、教員が小学校で3割以上、中学校でも6割近くに上っているという記事でございます。そういったことで、政府を含めて、公明党につきましてもですね、やはり、義務教育標準法改正、資料2にありますけれども、これは学校の指導体制の安定を図るために、教職員の定数をふやしていこうといった法改正をやろうじゃないかといった取り組みの主張がここに掲載されています。ことしの通常国会の中でというふうになってはいますが、まだ、それが通ったというのは聞いておりませんので、このようになればというふうに思います。

きょうの朝の答弁によりますと、聞いていますとですね、町長も先ほど答えられていましたけど、やっぱり子供たちと先生が向かい合って、多くの時間を使ってですね、子供たちと向かっていくようにしようじゃないかという話は、ああ、そのとおりですね、と私も。そういったことで、今回の指導要領があったわけですけど。対策として、どうかとなると、じゃあ向かい合うためには、どうしたらいいかと。対策はいろいろとあると思うんですけども。積極的な対策と消極的な対策。現状から見れば、こうった法整備がされないとふやすこともできないし、そうすると、イベントなんかとか、そういった授業の内容を一部カットしてとか、そういう話も出てきたわけですね。やっぱりそれは、どうかなと思うんですね。仮に目的としては、子供たちが10年後、2

0年後、世の中に芦屋の子供たちが出て行ったときに、今では国際標準化、そういった中で外国の人たちとも接しながらですね、我が町の子供たちも頑張っていかななくちゃいけないし、いろいろな社会関係の中で生きていかななくちゃいけない。そういったときに、先生の時間と向かい合わせるために、何かイベントをカットしたほうがいいんじゃないかという御意見でした。それはやはり、一時期だけの話で、やはり、そうあるべきではないと思うんですね。目的を達成しようとした場合には、こういう法改正をしてもらってですね、先生をふやすとか、それ以外の取り組みもやらなくてはならないんじゃないかなと思います。

今回、教員のですね、負担が今、問題になっていて、働き改革の話も言ったわけですけど、学校の状況としてではですね、やはり、きょうの朝の答弁の中にもありましたし、質問にもありました。いじめ問題、不登校、子供の貧困問題や特別支援教育への対応。これが複雑、多様化しているんで先生は非常に忙しくなっている。それから部外活動とか、中学校でも大きなウエートを占めるんじゃないかなと思いますけども、これについてですね、教職員の負担状況については、働き改革の中で、今、3割以上の小学校の先生でも80時間以上勤務していると。これについての受けとめはどのように町として考えておられますか。お伺いします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三桝 賢二君

今、議員がおっしゃったように、複雑化・多様化する教育環境の中で、教職員の負担は間違いなく重くなっているというふうに捉えております。もともと我が国の教員は、学習指導、生徒指導、部活動等幅広い業務を担ってきました。そのために国際的に見て、勤務時間が長いという特徴がありました。そこに、いじめ・不登校などの生徒指導上の課題や特別支援教育の充実への対応など、学校の抱える課題が複雑化、多様化しています。加えて、保護者対応の増加もあり、教職員の負担は重くなっているのが現状です。また、先ほど議員もおっしゃったように、文部科学省は2016年度、教員勤務実態調査結果の速報値を公表いたしまして、議員がおっしゃったように、中学校の教員で大体33.5%、中学校教諭では、57.7%、60%近くに過労死ラインの働き方をしているという結果の公表がされています。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

先生の負担はですね、非常に現代でも厳しいし、今後もさらに悪くなるというようなことだと思います。

それではですね、そういった状況にあるということですけども、先ほど申しましたように、朝の段階では、先生の軽減を図るための施策としては、消極的な対策もあると思うんですが。将来を見据えて、今後ですね、そういった軽減を図る策としては、どのようなことを今、考えておられるのか、これについて御説明をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

教員定数とかは、芦屋町独自でできるものではございませんが、芦屋町独自の事業の見直しを図り、子供と向き合う時間の確保を図りたいということで、午前中申しましたように、化学フェスタ、それから教育フォーラム等の中止を決めたところですよ。あわせて中学校の教員の中に部活の担当の勤務時間が超過しているという原因がございますので、柔道部とか茶道部、吹奏楽部への外部人材を活用して、教員の負担軽減を図っているところでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

町ではですね、できない施策があるかと思うんですけど、やはりそういったところはですね、県のほうにも申し出を調整していただいてですね、定数の拡大、拡充を図るとか、そういった取り組みをやっていただきたいと思っておりますし、ここで資料でつけています裏側のやつですけど。

資料の3ですが、ここにですね、これも昨年11月30日の公明新聞の切り抜きです。これはですね、私も1回スクールソーシャルワーカーの話をして、配置について一般質問させてもらったことがございます。これはですね、既にもう国としてもですね、この教育改革の中でしっかりとですね、そういった取り組みがやり始められたというよりも、もう大分始まっているところだと思います。文科省については2008年度から自治体にスクールソーシャルワーカーの活用をですね、促す事業を展開していると。15年度は、全国で1,399人が配置されて、活躍していますよと。名古屋市の場合の事例をここに、実際ですね、そのスクールソーシャルワーカーの人たちが、どういう活動しているのかと。事例1、2ということで、効果が上がっていますよという紹介であります。

そういうことで、環境的にもですね、今のところ我が町のほうでは、スクールソーシャルワーカーではなくして、カウンセラーの方が、これは性格性が全く違う体質の専門員ではないかなと思っておりますけど、中学校に来られていると。小学校でもやっぱりそういったカウンセラーの方に聞いていただいてアドバイスをいただきたいというようなことで、要望も上がっている。そういう

ことで今後ですね、先生の軽減を図る意味からすると、こういったですね、活用、部外専門家の活用が当然考えられると思うんですよね。やっぱり学校教育というのは、非常にお金がかかるかと思いますが、やっぱり町の宝の子供たちを育てるといことは重要なことで、社会にとってもですね、日本の国にとっても重要なことですので、そこはですね、よく見ていただきながら、目的を達成するためにですね、そういった部外専門員の登用というのは、十分に検討を図るべきではないのかなというふうに思います。

そういうことで、このお話しましたけど、スクールソーシャルワーカー等の専門員、校外の専門員、または今言いました答弁がございましたような部外活動の指導員、そういった部外関係者の登用に関してお考えをお聞きいたします。お願いいたします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

例えば、学級担任制であります小学校においては、担任一人で生徒指導上の悩みを抱え込んでしまう事案が見られることがあります。そこで、芦屋町の各小学校ではチームを組んで、管理職も含めて、関係者全員で情報の共有を図り、チーム学校で取り組むことがこれまでなされてきました。しかし、複雑化・多様化する課題が教員に集中し、教育指導に専念しづらい状況が生じています。そこで新たにチーム学校としてのあり方を実現する3つの視点が今回示されております。1つには専門性に基づくチーム体制の構築、学校のマネジメント機能の強化、教員一人一人が力を発揮できる環境の整備です。これについては議員のほうからの御指摘もありました。しかし、芦屋町教育委員会として、できることはかなり限られていますが、これまでのように、学校と家庭、地域との連携・協働によって、共に子どもの成長を支えていく「芦屋の子どもは 芦屋で育てる」、チーム芦屋として芦屋町の教育力を高めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

チームをつくるというか、チーム学校ということですね、構築はもう既にというふうな話があったんですが、朝のやっぱり問題でもありましたように、いじめの問題ですが、そういった面も勘案しますと、この学校のチーム、学校の内部のですね、体制づくりというのは非常に重要なと。情報の共有でもそうだし、やはり先生が相談しやすい環境または教育長、学校の校長からの指導する体制づくりですね。当然、先生の能力も向上しなければならないというふうに思いますが、こういったことで、チーム学校づくりに関してはですね、そういった体制づくりをやらなく

てはならないと思うんですけど。そこらあたりの任務分担協働に関しては、問題なくやられているかとちょっとお伺いしたいんですけれど。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

各学校ともですね、与えられた人員の中で管理職を中心に、それぞれの教員の力を発揮しつつ、協働でやっているというふうに、私は現在、判断しているところです。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

それではですね、学校の現場でですね、指導体制というのはどのようにとられているのか、問題なくやられているかどうか、お伺いいたします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

今、議員がおっしゃったのは、教員の指導体制ということに限って言わせていただいてよろしいでしょうか。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

逆に質問されましたけど、そのとおりでございます。教員等を含めて指導体制がどのようになっているかということです。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

各学校においてはですね、研修日というものを毎週設けております。その中で、さまざまな学校教育課題に対して、管理職を中心に研究主任等々を中心にしながら、お互いに切磋琢磨しながらですね、授業を通してそれぞれの教員の指導力を高めているというふうに認識しておりますし、芦屋町では、それが十分に行われているというふうに捉えています。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、答弁を受けましたので、学校の方ではですね、校長の指導力も十分発揮できるシステムができ上がっているということで認識をさせていただきます。

それですね、このチーム学校というのは、学校の内部の体制づくり、指導体制、情報共有の仕組み、また今回、そういったスクールソーシャルワーカーを配置するとなると、分担・協働、そういった連携がいかにうまく図れるかが重要になってくると思うんですね。そういうことで、学校の中では教育量がかなりふえる中でありますけれども、そういったもろもろのですね、整備をしっかりと体制づくりをしていただいて、子供たちに向き合う中で、子供たちの向き合う時間、授業時間、教職員の人たちがですね、子供としっかり専念できるような体制づくりをやっていたきたいと思います。

もう一つ大きな問題が。学校のほうはそれでいいんですが、地域が学校にかかわる、かかわり方なんですけれども。これについてですね、ちょっとお伺いしていきたいと思います。

まずですね、学校としてはですね、朝の答弁でもございましたけども、教育長が言っておられましたように、地域とのかかわりも重要ですよという答弁があったかと思うんですけど。これについてのお考えは全く変わらないですよ。重要性についてお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

議員、御指摘のように、現在の子供の教育はもう、学校や家庭だけでできるものではありません。もう地域の皆様の御理解、御協力が不可欠となっております。芦屋町では幸い、町民の皆様の御理解が深く、おかげさまで大変多くの地域のボランティアによって支えられております。協力内容も多岐にわたり、登下校時の見守り活動や土曜学び合いルームの指導、読み聞かせボランティアや昔遊びの指導、3小学校の祭りの協力など、いずれも地域のボランティアなしでは成り立ちません。「芦屋の子どもは 芦屋で育てる」を実践するため、学校と地域の連携・協働の重要性は、極めて高いと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

重要性は十分に意識しているというふうに解釈いたします。そういうことですが、学校運営についてはですね、今、社会の方ではコミュニティ・スクールの構築が話題となっております。

す。我が町のコミュニティ・スクールの運営状況についてお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

芦屋町では現在、コミュニティ・スクールを導入しておりません。このため、運営状況はございません。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

多くの町がこういった地域と学校のかかわりについてですね、コミュニティ・スクールをつくってですね、学校を支えていこうという取り組みがあっているんですけども、我が町ではないと。これの経緯について御説明をお願いします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

先ほど御説明いたしましたように、現在の芦屋町では、もう既に地域の方々から多岐にわたる御協力をいただき、事実上のコミュニティ・スクールが形成されていると判断しており、改めて導入する必然性が、現在はないと考えているためです。それでも、過去3回、コミュニティ・スクールの導入の是非について検討はしております。

直近では1年前、平成28年度に教育委員会主導によるコミュニティ・スクール導入を検討しましたが、現在の芦屋町の状況では、コミュニティ・スクール導入は、時期尚早であるとの結論に達しました。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

このコミュニティ・スクールの件ですけども、芦屋町ではですね、いろいろなボランティア団体が学校にかかわっていただいて、サポートしていただいているということで、問題なく、よその町以上にですね、そういったコミュニティ・スクールがあるなしにかかわらずして、しっかりと取り組んでおられるということだと思います。これは非常にありがたいことで、見守りとかですね、いろいろなボランティア活動を私も見ておりますけども。

しかしながらですね、やはり先ほどの答弁の中にもございましたけども、学校としてみたらですね、いろいろなボランティア団体があって、非常にいいんですけども、学校としてはかかわる、自分たちをサポートしている団体がたくさんあるというのが嬉しいことだと思うんですけど。そこで運営に関してですね、調整するとなると非常に多くの団体があると、やはりそこに多忙感が出たりとか、対応するのに時間を取られると、浪費すると、また悪い傾向になるわけですね。そういう意味からすると、私はコミュニティ・スクールのこの協議会がいいというわけではないんですけども、やはり一つの総体としてですね、学校にはかかわっていったほうがいいんじゃないかなと私は考えるんですね。そういう意味からして、資料4の中にですね、たまたま福岡県の今回の学習指導要領に関してとか、県の取り組みも見ておりましたら、たまたまいいのが載っているなどと思って見たら、岡垣と載っているんですね。この岡垣の取り組みがですね、県の参考事例で、素晴らしいということで載っているわけで。学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）は、公立学校の運営に地域の声を生かすために、保護者や地域住民などで構成される学校運営協議会を学校ごとに設け、その意見を学校運営に反映させる制度ですということで、岡垣町では、学校運営協議会と学校を支援する地域組織、教育委員会と学校の校務分掌組織の3つが連携して、教育で町ぐるみでやっているんですと、こういった紹介ですね。この3者が一体として、組織のもとで連携しあって、学校を支援しているという紹介です。そういうことでやはり、どこかの窓口が、大きな窓口が連携し合いながら、やっていけばいいんじゃないかな。そういうことで取り組んでもらえればいいのかと思うんですけども、今後の課題、検討に含まれると思いますので、やっていただければと思います。

それでは、地域の学校へのかかわり方について、今、ボランティア活動の団体が非常にですね、運営にサポートしていただいているということなんですけども、課題としてはないのかどうか、お伺いいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

コミュニティ・スクール自体は、国も導入を推進しており、学校も地域から支援を受けるだけでなく、逆に地域にどう貢献できるかを考えていくなど、学校と地域の連携・協働の重要性は、今後ますます高まっていくと考えます。

今後の課題として、地域の皆様のほうから、芦屋町の地域、校区や自治区の活性化のために、学校を核とした組織、コミュニティ・スクールを導入したいとの御意見が出てくるような機運が醸成されるよう、教育委員会を中心に各団体への情報提供に努めていくことが大切であると考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

そういうことで、地域のかかわりがやっぱり重要になってくるかなと思います。これは、次にお伺いしますけども、シビックプライド、朝の答弁でもあったんですけども。

実はですね、29年の第1回芦屋町教職員研修会、4月6日に行われましたけども。その際、教育長が参加されておりまして、自分の所信を發表されました。シビックプライドの醸成ですね、町に貢献していきたいという、その思いを述べられて、私も感動したわけですけども。朝の答弁の中にも、そのシビックプライドの醸成に関して、具体的な自分の考えを述べられました。文化財とか、芦屋釜のそういった文化財を有効に活用する。また資料館、そういったものを使ってですね、子供を教育してですね、シビックプライドの醸成の一貫とするよというお話でしたけども。私はですね、そういったのも当然、一条になるかなとは思いますが、やはり、それによりましてですね、この地域社会とのかかわり、生涯教育の話もされましたので、一部かかっているかと思うんですが、そういった子供たちにとってはですね、親たちまたは地域の人たちが、自分たちの学校教育にどのくらいかかわってきているのかなというのがですね、やはり子供たちについては自分たちの心をまた癒すまたは愛着を持つ、そういったもののベースになるんじゃないかなと思うんですけど。そういう意味からすると、日ごろ行っておられる地域の方のボランティア活動の見守りとかですね、勉強を見ていただいたりとか、いろいろな指導をしてもらおうと。かかわりの中、また社会体験をするとかですね、いろいろな中で、シビックプライドというのは形成されるんじゃないかなと思うんですよね。そういったことで、密接な人とのつながりが私は重要じゃないかと思うんですけど、この点、教育長いかがですか。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

少し、朝、申しあげましたシビックプライドの醸成にかかわって、ちょっとダブることがあるかもしれませんけども。今、議員の御質問にあるところも含めまして、言わせていただきたいと思います。

まず、芦屋町教育大綱に「子どもたちに芦屋町の歴史や伝統文化、産業、自然などさまざまな魅力を知ってもらい、郷土を想う心を醸成し、地域への誇りや愛着をもてる取り組みをすすめます。」とそのように書いておりますし、私もそれを今まで以上に進めたいというふうにお答えいたしました。これまで町内の各学校では、ふるさと芦屋について学び、郷土を愛し、誇りを持つ「あ

しや学」、これを総合的な学習の時間に実践しています。

具体的な取り組みをちょっとお話させていただきますと、町内の3年生以上は中学生も含めて、芦屋釜の里における茶の湯体験をしています。ここでも地域のお茶にたしなんでいただいた方との触れ合いがございます。そういったことで、各学年、各学校に応じてですね、さまざまな特徴的な学習活動を展開しています。例えば、芦屋町の伝統行事である、「だごびーな」づくり。これも行っております。また「八朔の馬」づくり。こういったことは子供たちだけではできませんので、どうしても地域のそれに詳しい方をお招きして、手とり足とり教えていただいております。これも地域の方との触れ合いがございます。また町の中心部を流れる遠賀川の魚道調べを通して、町の環境学習。また、体育大会や浜運動会で芦屋町の伝統芸能の「はねそ」。これは芦屋町のはねそ保存会の方からの御指導をいただいております。ここでも芦屋の伝統を地域の方から学んでおります。こういったほかにも地域の方々と触れ合う中で、見守り活動であるとか、学校の清掃活動であるとか、さまざまな形で地域の方に学校に来ていただいております。その中で芦屋町に生まれ育った、愛着、誇りを育てているところです。

学校の教育活動としては、かなり充実した活動が行われていますが、学校を離れた、例えば地域活動とか、地域のお祭り等への参加は残念ながら少ないようです。将来の芦屋町の担い手であるという自覚を育てることが、今後の課題だと考えているところです。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

答弁をいただきました。私はですね、学校には子供たちに必要な学力、体力、豊かな心をバランスよく確実に身につけさせることが求められていると思います。そのため、教職員の指導力の向上はもちろんのことですね、学校全体の組織力の向上、家庭地域との連携・協働、取り組み推進ですね、そういったことなど、学校づくりに私たちは邁進していく必要があると思います。これにつきましては、町長以下ですね、ずっと我が町の子供は自分たちで育てるんだという強い熱意をもって取り組んでおられますので、私たち議員もですね、しっかりと、それを見ながらですね、サポートできるところは、議員としての襟を正してですね、子供たちが有意義に学校生活送れるようにですね、頑張ってまいりたいと思います。以上であります。

松岡の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 小田 武人君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

次に1番、内海議員の一般質問を許します。内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

それでは、最後になりますけども、よろしく願いいたします。

1番、内海、通告書によりまして一般質問を行います。まず、件名1、教科書採択問題についてであります。

前教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律に違反し、教科書採択にかかわった問題は、文部科学省の要請を受けて福岡県教育委員会が調査するなど、芦屋町にとって大変不名誉なことであります。私たち議員には、当初、昨日の行政報告の中で、町長のほうから5月15日の全員協議会で経緯等についての説明をされたということですが、先ほど申しましたように二度とあってはならないことですので、再度質問をさせていただきます。

要旨1点目、新聞等で前教育長が法令に違反して、教科書採択にかかわったことが報道されたが、再発防止のため、今後どのような対策を講じられるのかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、教科書採択に係る文部科学省及び福岡県教育委員会の通知文書、そして、長いので、地教行法と略させていただきますが、地教行法第14条6項の再確認を行っております。

そして次に、教科書採択を行う際には、地教行法第14条6項に抵触することのないように、教育長及び教育委員だけでなく、我々同席する職員も含め、全員から3親等以内に利害関係者がいない旨の誓約書をとることを、教育委員会定例会で決定いたしました。

最後に、当然のことですが、教育長及び教育委員会職員は関係法令を熟知するよう努め、今後とも法令遵守に努めていく所存でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

今、教科書の採択のときに、事前に誓約書をとるというお話でございました。先ほど教育課長がお話をしました法の第14条第6項には、「教育委員会の教育長及び委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。」となっております。今、教科書の採

扱問題という点をとられましたけれども、いろいろな案件があるのではないかと思います。それと3親等といいますと、おい、めいまで該当しますよね。その時点で、この教科書問題以外のことが発生した場合に、その時点で誓約書をとって、果たしてその関係ないということが明言できるのかどうか、ちょっと私は疑問に思っております。要するに、会議を行うときに、もしかしたら議題でないような案件も、教育委員会の中で行える要素があるんじゃないかと。これが利害関係が伴うものであればですね。だからその点で、私の要望なんですけども、要するに、この委員さん、それから教育長さんと任用する前に、事前に利害関係が生じ得そうな、3親等までの方の身元調査といいますか、勤務先等も事前に調査をすべきではないかと。

今回、教育長のこの問題が起こったのには、担当の職員もこの子供さんが出版会社に勤めていることを知らなかったというのが大きな原因だと思います。もし、そこで知っていれば、教育委員の中にはこの法令を知っていた方もおられるかもわかりません。当然該当するから同席はだめですよということが発言できたのが、要するにその教育委員、教育長の身内の方または3親等以内の方々の勤め先とか内情までは知らなかったのではないかと。だからやはり、これは事前に任用する前に身元調査をして、こういうことが二度と起こらないようにするべきだと思いますが、いかがでしょう。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

補足となりますが、今、議員が御指摘の件につきましても、教育委員会内部では議論させていただきました。教育委員会内部で出した結論としましては、任用前の身元調査につきましては、プライバシー上問題があるのではないかとということで、逆に教育委員または教育長に任命された後にですね、教育長もしくは教育委員会内部で聞き取り調査等で3親等以内の方について話を聞かせていただくという方向性を持っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

任用前ということになりますと、当然、人権問題、個人情報もございますので、不可能かわかりませんが、一応任用した後はそういうことが二度と起こらないような体制をとっていただきたいと思います。

それでは、要旨2点目でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第6条には、教育長及び委員は地方公共団体に執行機関として置かれる議員との兼職禁止が規定されている。

他課との関連も生じるが、この問題を受けて職員の指導はされたのかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

では、お答えいたします。

教育長及び教育委員は、議員御指摘のように兼職の禁止事項がございます。具体的に兼ねることができない職としては、地方議会の議員、地方公共団体の長、地方公共団体の常勤職員及び短時間の再任用職員、そして地方公共団体の委員ということになっております。ここでいう委員は、芦屋町でいいますと、選挙管理委員、固定資産評価審査委員、農業委員、監査委員になります。議員が御指摘の他課との関係、関連は、これら委員との関係かということであろうと思っております。

関連する部署としては、選挙は住民課、監査および固定資産は総務課、農業委員は地域づくり課になっております。これら関係部署に対しましては、この教育委員等の兼職の禁止規定について具体的に指示は今のところしておりませんが、今後指導していきたいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

私がなぜこの質問をしたかといいますと、職員は数年経てば異動がございます。前任者はわかっているけれども、新しく来た人たちにはわからない。人事異動が行われたときにするのが、事務引継ぎですよね。一般的な事務の引継ぎをされる。これは当たり前のことです。ただ法律関係については、なかなか申し送りができていないのではないかと思います。その担当に来て、今回のように問題が起こって初めて、こういうことがあったんだなという認識を新たにされる。私はどの方がどの場所に異動しても万全に行える、また法が違反されることないように、当然大きなものではないんですけど、マニュアル的なものをつくって、それをちゃんと備えて、次に後任者がそれを確認するということが必要ではないかと思っておりますので、その辺のマニュアル作成についてはいかがでしょう。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

どういんですかね。兼職の禁止。それからそれ以外にも、いろいろな委員さんの規定は多々あります。これは地方自治法の中でも多々あります。地方公務員法の中でもあります。それが全

ての法律についてのマニュアルを具体的につくるというのは、いわゆる兼職の禁止等に関してのというよりは、やっぱり今回の前教育長の関係もそうなんですけど、本来その所管課の中で、今回でいえば、地方教育行政の組織及び運営に関する法律なんですよね。その組織運営に関する法律とかいうのは、教育委員会の職員として、当たり前として、その知っておかないけん、こういうものだろうと思います。したがって、それぞれの、それと職員はですね、一人一人職務を担っている。そしてその職務を担った中で、それぞれの課長、係長も職務権限がある。そういう中で具体的に一つ一つの法律を確認し、やっていく義務があるんですよ。だからそれを全体のマニュアルとしてつくるというよりは、やはり組織、そこそこの組織のきちんとした、ここ管理職おられますけど、自覚を持って対応していく。これがもう、ちょっと今回は、少々足らなかった。このように感じておりますので、今後はそういう各事務については管理者のもと、的確に運用していくという考え方でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

全てのものを網羅したマニュアルというのは難しいという点は、私も十分熟知しております。今回問題になったこの教育長の問題とは別に、兼任禁止規定、これは今言ったように地方行政のほうには禁止規定があります。農業委員会の方にはございません。要するに片一方にあって片一方にないという事例があります。そしたらお互いが共通認識を持っていないと、要するに、得てして、間違えて選任する要素も出てくるわけですよ。その辺は充分踏まえた中で職員の指導をよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは続きまして、件名2点目、農業振興についてお尋ねします。

農業の実態は、農家戸数の減少や農業従事者の減少と高齢化、そして後継者不足などの多くの問題を抱えております。また、農業を行っている平均年齢は65歳を超え、後継者不足により耕作放棄地も増加しております。そのような中で、芦屋町第5次総合振興計画後期計画では、第5章に活力ある産業を育むまちにおいてということで、農業振興の取り組みが示されております。そこで次の質問をさせていただきます。

要旨1点目、地産地消の拡大やブランド化の取り組みについてお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

まず、地産地消の取り組みについて、答弁いたします。

芦屋町で生産された農産物を、近隣の直売所やスーパーはまゆうへの出荷など、それと学校給食へ納入することで地産地消を推進しております。

平成25年度、ちょっと古い資料でございますけれども、芦屋町の学校給食における県産、地元産の青果物、これは野菜・果樹両方でございますけれども、その利用状況は、県産が、これ出荷数、キログラムでなっておりますけれども、県産が41.2%、地元産が35.6%と、県産の福岡県の平均が28.5%、地元産の県の平均が15.6%となっており、芦屋町の学校給食に占める地産地消率は高く、郡内でもトップの状況となっております。また、町内で実施する砂像展、「さわらサミット」等のイベントのときには、JA青年部による軽トラ市等を行い、町内産の野菜の直売を行っております。

農業の啓発につきましてです。町内の小学校5年生を対象とした田植え、稲刈りそして餅つきなどの農作業の体験により、農業及び農産物を身近に感じることができる取り組みを、これもJA青年部の協力を得ながら実施しております。

ブランド化の取り組みにつきましては、既に田屋ねぎ、赤しそはブランド化されておりますけれども、中間市遠賀4町、農業委員会、JA、NOSA I、県の関係機関で構成する遠賀・中間地区農業振興連絡協議会がございますけれども、ことし4月に策定しております第7次遠賀・中間地区農業振興計画においても、安全・安心を基本にした遠賀・中間ブランドづくり運動というものを展開しております。

また、芦屋町商工会が取り組んでおります特産品開発プロジェクト事業では、サワラの味噌漬けやサワラみりん、サワラのおやきを既に開発しておりますけれども、今年度は、新たに農産物を活用した商品開発に取り組む予定でございます。県下有数の産地でもあります芦屋町の赤しそ、国内でも珍しい高菜である結球高菜を活用した特産品の開発を検討中でございます。

ほかにも、遠賀・中間地区農業祭では、地域農業の情報発信を行い、地域住民の方に遠賀・中間地区の農業についてPRをいたしております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

今、地産地消とブランド化についての御回答がありました。学校給食における地産地消の普及率、今の答弁では35.6%と。ちなみに国の食育基本法の食育推進計画においては、学校給食への地場農産物の利用を30%以上の目標を定めていますということですから、芦屋町は県下でも高い率の中で、この目標値を上回っているのではないかと考えております。

それと、学校給食における地産地消を進める上で大事なことは、学校給食の現場と生産者また

は流通業者この方々が協議をする。要するに販売ルートまたは仕入れルート、そういうものを協議した中で成り立つものであります。学校給食の地産地消が進んだのは平成14年ぐらいに地産地消を進めようということが上がりました。当時の産業観光課、農林水産係なんですが、そこと学校給食、給食センター、JA、そして遠賀漁業組合、野菜協業組合、この4社が協議をして、仕入れの単価、手数料を紆余曲折しながら、平成20年過ぎぐらいにやっと流通経路に乗った経緯がございます。そして今、それが確立したことによって、このように35.6%という高い数値が占められて、学校給食には子供たちの食育にも大変影響の深いものでございますので、いい傾向になっているかと思っております。

先ほど、地産地消のもう一方では、直売所それからスーパーはまゆう等にも地産地消を進めているという話でしたが、この直売所やスーパーはまゆうでの地産地消を進める上で、行政はどこまでかかわってあるのかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

行政のかかわりということですが、先ほども申しました、ことし7月に策定しました第7次の遠賀・中間地区農業振興計画、こういった中で、中間、遠賀4町それと先ほどのJA、NOSAI等の協議の中で、こういう計画を策定しております。この中で、地産地消を推進するということで、直売所への販売というような協議をさせていただいております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

今その第7次計画の中では、どちらかといえば行政関係での話だと思うんですね。私が言いたいのは、要するに販売業者、スーパーはまゆうと芦屋町の行政が何らかの地産地消の推進のために、何らかの話をしたのかなと。直売所は当然JAが担当しますから、その辺は可能性があるとありますが。直で、多分、農家の方が入れられると思うんですよ。自分で販路を探して。行政はあんまりかかわりを持ってないのではないかな。だから推進しようにも、お互いの気持ちがその場で通じればいいけども、なかなか行政からの支援ができていないのではないかなという気がしていましたので、ちょっとお尋ねしたんです。

それで、この福岡県の福岡県食育地産地消推進計画の中でも、やはり地元の業者関係との流通経路または販売、そういうような取り組みの協議会を設置したらどうかと。それと、ブランド化に向けては減農薬、減化学肥料などの栽培ということをうたわれております。やはり、行政が何

らかのかかわりを持った中でやっていかないと、なかなか地産地消はそんなに進まないのではないかと思います。

今、高齢化が進んだ中でお年寄りが家庭菜園等されますよね。多分、自家栽培して、自家消費される方が多いかもわかりませんが、行政がかかわりを持った中で、どこか販路を開いてあげると。そうしたら、農作物をつくる喜びもそこに湧いてくるのではないかなという気がしておりますので、ぜひそのような形を行っていただきたいと思います。

それからブランド化につきまして今お話がありました。田屋ねぎ、赤しそ。田屋ねぎは「かおりっこ」と言います。赤しそは「芳香しそ」。多分この会場の中で、そういうような名前を知った方はおられないのではないかなと思っています。もうこれは昔から芦屋町のブランドとして農協の方では取り扱っておられますけども、名前は知っておられないと思います。

今、ブランド化の中では岡垣では、高倉のびわ、びわ茶をつくったり、芋を使った「焼酎岡垣」、それから水巻では「でかにんにく」を使ったドレッシング。それから遠賀では「れんげ・菜の花米」ですか。水稲、要するに米のブランド米、それから遠賀米を使った「遠賀の雫」。そして一番、今度、問題になるのが、シソを使ったしそジュースが販売されています。芦屋町は昔から赤しそがブランド化なんですよね。けども、遠賀町がもう赤しそつくっているんですよ。芦屋町は何しとったんだろうかという思いですよ。ブランド化したところがつくらなくて、全く関係ないような、まあ失礼けども、遠賀町がそれを商品化をしているというようなお話が上がっております。私は芦屋町がそういうふうな点ではずいぶん遅れているのではないかなという気がしております。

先ほど、結球高菜といますか、お話が出ました。これを商工会の方で特産品ということでございましたけども、私、結球高菜というのを知らないんですよ。だから多分、芦屋で植わっていないのではないかなと。どこから仕入れてつくるのかなという思いがしておりますけども。このシソと田屋ねぎは昔からブランド化されています。今回の第5次振興計画には、ブランド化の推進ということが上がっていますよね。田屋ねぎ、それからシソを推進することもあるかもわかりませんが、新たなブランド化の品名か何かお考えでしょうか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

先ほどの答弁でもしておりますけれども、今年度、商工会で特産品開発の一環で、芦屋産の赤しそや結球高菜を活用した検討をしておるといふ答弁をいたしました。

この結球高菜でございますけれども、中心部の葉がですね、重なってレタスのように結球する高菜をいうようございまして、国内でもまだ珍しい高菜でございます。長崎のほうでは栽培

されて商品化されているようです。

まず、この結球高菜が芦屋の気候に適するかどうかということで、2年ほど前から試作を芦屋の農家の方がされておりまして、大体、年末12月から1月ぐらいに収穫時期になっております。ことしの1月に収穫した結球高菜を漬物にして、福岡のほうのデパートで販売したということも聞いております。この2年間、生産された農家の方にお話を聞きますと、町内での生産も十分可能であろうと、完成した漬物も少し甘く、癖になるような味ということも聞いておりますので、今後、芦屋町で新しいブランド化の取り組みになることを期待しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

また芦屋町にとって新たなですね、特産品なり、ブランド化ができれば、私も期待しているところでございます。

それでは続きまして、要旨2点目に移らせていただきます。農業後継者や新規就農者の取り組みについてお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

農業に限らず、漁業、第1次産業での後継者問題というのは、国を挙げてその対策に取り組んでおりますけれども、なかなか成果があらわれない状況とっております。

農業後継者及び新規就農者への取り組みでございますけれども、まず、国の制度には、新規就農者に対する所得の確保を目的とした農業次世代人材投資事業として、青年就農者に対して、就農前の研修を後押しする資金として年間150万円を最長2年間交付する制度や、就農直後の経営を支援する資金として年間最大150万円を5年以内交付する制度がございます。

芦屋町でも、平成24年に就農した青年農業者がこの制度を利用して、現在、農業に取り組んでおられます。国の制度には、ほかにも就農定着に向けた支援や機械施設導入に対する支援等がございます。

次に、担い手農家の経営の安定に資する目的で、国では経営所得安定対策としまして、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金、それと農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティーネット対策、食料自給率の維持向上を図るための飼料用米・麦・大豆などによる水田のフル活用を図る直接交付金等がございます。芦屋町の農業者もこれらの制度を活用され、経営の安定化を図られております。

芦屋町には、現在11名の認定農業者がおられますけれども、この認定農業者を受けるとことによって、低利資金の融資制度や、税制の特例等のメリットを受けることが可能となります。また、担い手への農地の集積・集約化を進めるために、福岡県が実施する農地中間管理事業がございました。

次に、芦屋町の取り組みでは、芦屋町農業委員会がごございます。昨年4月に農業委員会法が改正されて、本年7月20日から新たな農業委員さんからなる農業委員会により、農地に関する事務を執行していただくこととなります。

昨年の法改正により、農業委員会の主たる使命、これが農地利用の最適化。この最適化というのは、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進、これらをよりよく果たせるようにするための改正が行われております。

ほかに、農業者に対して町が補助及び助成するものとして、水稻種子及び景観作物種子助成、農業経営体育成資金利子助成金交付金、多面的機能支払交付金等々、担い手への支援を実施しており、町内6つの農事組合への事務交付金、芦屋台地土地改良区が施設の大規模な修繕を実施する場合には、費用の一部を福岡県及び関係町により、負担金として支出しております。

また、5年に一度実施される農業センサス、これの年齢別農業就業人口の10年間の推移がごございます。芦屋町は平成17年には農業者が127名でございましたけれども、10年後の27年は98名で、29名、22.8%の減少となっております。ほか郡内の水巻町は平成17年150名、これが27年には96名で、54名、36%の減少。岡垣町は平成17年621名の農業者が、平成27年は414名で、207名、33.3%の減少、遠賀町は平成17年513名、10年後の27年には315名で、198名、38.6%の減少となっております。

芦屋町の農業人口の減少率でいきますと、郡内では最低となっております。またこの年齢別人口をよく見ますと、平成27年の調査では、40代と60代の人口が増加しております。この60代の増については、会社を退職、リタイヤされた方が農業に従事することによって増加しているというのは、これはまた全国的な傾向ではございます。

また、芦屋町の平成27年の59歳までの人口は27名となっておりますけれども、10年前、要は49歳までの人口は、その当時22名となっておりますので、この10年間で59歳までの農業者が5名ふえたということになっております。郡内他町の、この10年間の農業者数の推移というのは、どの町も減少していることから、芦屋町は他町の状況とは少し違った傾向となっております。

このことから、芦屋町の農業者数の、この10年で、全体では29名減少しておりますけれども、70代以降の人数が、マイナス36名となって、ほとんどの減の大きな要因となっております。現行では60歳未満は7名の増、特に30代は3名増となっている状況でございます。こ

の状況で、後継者問題が解決したということには考えておりませんが、今後も農業の将来を展望し、農業者の声を聞きながら必要な取り組みを実施したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

今、農業後継者及び新規就農者のるる説明がございました。芦屋町が行っています農業関係についての補助金、ちょっと調べてみました。芦屋町、いろいろな補助事業をやっておりますが、単独でやっているのは、どちらかという、野菜価格安定化事業、要するに、野菜の価格が暴落したときに一定水準を割れば、その分を補填するという保険ですよね。保険の支払い。それから、活力ある高収益型事業、機械を導入する場合の県補助残の10%。この2つぐらいは芦屋町が単独でやっている事業かと。

ちなみに、遠賀町を見てみますと、ファームガーデニング事業。要するに、レンゲの開花に合わせて10アール当たり3,500円。また開花が50%未満であれば2,500円。それと良質米の生産対策事業、これが種子の2分の1。これは芦屋町もやっております。それから、営農支援事業、機械の導入で50万円が上限。それから農業の基盤整備事業とか、いろいろなことで単独でやっている分が結構ございます。芦屋町、先ほどの分では、そういうふうに農業後継者、農業従事者に対する補助体制は十分ですよというお話がありましたけれども、まだまだ他町から比べれば、もう少し充実すべき点があるのではないかなと思っております。

それから、農業者の就業人口ですが、先ほどのお話では10年間で29名の減ということでございますが、農業センサスを見ますと、これは今回、逆に農家数ですね。農家数が平成17年は56農家、それが平成27年には43の農家ということで、農家数が13件減っております。これは後継者不足、高齢者による、先ほど言われました70歳以上の方がリタイヤしたというのは、こういうようなところが大きな問題かと思っております。

それで、農業を営む上でやはり、高収益を上げて、魅力ある農業を育てなければいけないのに、なかなかそこまで手が伸びていない。農業の方々が日々一生懸命頑張っているのが実態ではないかという思いがしております。それで、今回提案したのが、芦屋町に特化したような新しい補助金体制、今回、いろいろな地方創生関係では、空き店舗対策または創業支援事業とかいろいろなものがメニューがございます。農業者に対してはなかなか見受けられない。だから、新規就農者が来てもなかなかメリットがないとのその点ではないかという思いがしておりますので、何かその辺について特化するような補助金の見直し等は行うおつもりがあるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

この後継者、それと新規就農者の問題というのは、芦屋町だけではなく、国全体の問題だと思っております。これはやはり、そこに新規就農しにくい、後継者とはなりにくいというのは、やっぱり引き継ごう、後を継ごうという方の将来の展望がなかなか見えないというのが、大きな理由ではないかというふうに考えております。そのために国でいろいろな施策等取り組んでおりますけれども、芦屋町としては、先ほど申しました年齢別のを見ると、芦屋町はちょっとほかの町とは変わって、30代ぐらいの後継者がこの10年間で3名ほどふえております。ただ、町としてはその実態がどうしてふえたのかというような把握はまだできておりません。ですから、先ほども申しましたように、本当、将来の農業、それと今の農業者の実際の声というようなものを聞きまして、必要な支援というか、取り組みを考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

新規就農者ですか、就農者が平成24年に1名ふえただけで、後は全然ふえていませんよね。その後新規の方がおられない。新規就農する場合には、下限面積というのがございまして、農地を50アール、要するに5,000平米取得しなければ農業者にならないという規定もありますので、なかなかクリアできないところもありますが、ただ、やはり魅力がないとなかなか難しいのではないかという気がしております。

それから、芦屋町の実態の中で、先ほど課長が申されました、要するに若い世代の方が芦屋は多いという実態がございまして。これは郡内から比べてもJA青年部、結構芦屋の若い人が占めておりますので、いい傾向だなと思っております。ただ、後継者としてなられた方は、ほとんどがやっぱり大規模農家、芦屋町においては大きな農業経営者だけですよね。普通の小さい部分については、ほとんどが別な職について、なかなか農業の後を継ぐという方はおられないような状況ですので、その辺も十分注意しながら農業の、また新規就農者の推進を行っていただきたいと思っております。

それでは次に3点目、耕作放棄地及び遊休農地の対策と市民農園の取り組みについてお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

町内の耕作放棄地面積は、この5年間で約1万平米を推移しております。農用地区内の遊休農地面積は、平成24年度は2.8万平米、25年度は1.9万平米、26年度は約1.8、27年度は1.7、28年度は2.2万平米と大体2万平米当たりを推移しております。

国では、耕作放棄地再生利用緊急対策として、荒廃農地を再生する取り組みを支援する取り組みを実施しております。県では、先ほども申しましたけれども、農地中間管理機構による、担い手への集積・集約化に取り組んでおります。これで、芦屋町農業委員会では、毎年農地の利用状況を調査して、遊休農地の適正な利用の増進及び耕作放棄地の発生防止を図るために必要な措置を講じることとなっており、農地中間管理機構とも連携しながら、遊休農地対策に取り組むこととなっております。この農業委員会の農地の利用状況調査において、今後は所有者の利用意向をしっかりと把握することで、耕作放棄地及び遊休農地の解消に取り組みたいというふうに考えております。また、町としても後期基本計画の主要施策の中で、耕作放棄地及び遊休農地の有効活用を図るため、市民農園等の整備など活用方法の検討を行う計画でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

今、耕作放棄地約1万平米、遊休農地約2万平米という御回答がありました。この放棄地、遊休農地が一番問題になるのが、農用地区域内の、要するに遊休農地、耕作放棄地でございます。なぜかといいますと、農業委員会法の改正で農用地区域内の農用地についての、要するに、農用地以外の他の用途での転用が基本的には不許可という取り扱いになりました。よっぽどのことが、要するに、公共団体がやるとか、いろいろな条文がありますけれども、基本的には農用地内の農地については転用はできませんよというのが今回明言されております。それで、農用地内の農用地、遊休農地について、これから高齢化によってどんどん、どんどんお年寄りがふえ、リタイヤされた方、それ以後の維持管理ができないような状態が続く。そうすれば、農用地内の農用地が荒れていく、そういうような実態がふえてくるのではなかろうかと。当然、自分のところで農作物を作付されているところはよろしいんですが、そういうふうに荒れた農地を放置しますと、雑草が生え、病害虫が発生し、近隣の農作物なりに影響が出てくるという実態がございまして。ただ、この農用地内の農用地を放置するわけにはいきません。何らかの手だてはする、先ほど課長から答弁がありましたように、その使命として農業委員さん、私も農業委員、今現在やらせていただいておりますが、使命がございまして。ただ、農業委員会もお金を持っているわけではないし、ただ現場を見て、ああでもない、こうでもないという議論をするだけの話です。やはり中間管理職、

要するに農地銀行といえますか、1回そこに預けて、借り主を探すという体制なんですが、借りるにもその農地が、要するに条件整備が整ってなければ、借りれないわけですよ。自分がその農地に投資してまで借りるかという話ですよ。それはまずできない。要するに、いつでもすぐそれを借りて栽培できる場所は借りるけども、もう何年も経って荒地であれば、まず借りないでしょう。そしたら、リタイアされた農家の方に、または地主さんにこれを元通りに直して、借りれるような状態にしてくださいよといっても、これは無理な話ですよ。まずされないでしょう。それで、そこでどうすればいいかと。なかなか難しい問題ですが。やはりそこで芦屋町が何らかの手を差し伸べて、儲けまではないでしょうが、整備をしてあげるとか、いくらかの補助金を出してあげるとか。やはり優良農地ですから、そのまま眠らせるのは大変もったいないと思うんですよね。

田屋の裏耕地、これは平成12年に国の汎用事業を使って、区画整理を行っております。農家の方が皆自分のお金を出し合って、きれいな圃場になっているんですよ。それを一部のところは、もう大きな雑木が生えたりして、使われない状態が続いております。我々、農業委員会として、視察に行く、現地調査をするんですが、農業委員会としてはどうしようもできない。ただし、いつでもつくれる農地であれば、何とかなるんでしょうけども。そういう荒れた農地は全く手がつきません。担当の地域づくり課でも借り手、借主の意向調査などをしていますけども、まずそれも不可能でしょう。だから何らかの施策が必要ではないかなという気がしております。ぜひこの件については、検討していただければと思っております。

それから市民農園についてお話がございました。これは前の産業観光課長、今、中西課長がおられますけど、中西課長の折に、浜口のパチンコ屋の跡地、要するに航空自衛隊の土地を活用して、市民農園という計画がございましたけれども、なかなか条件整備がそろわなくて、これが不調に終わっております。

第5次マスタープランの後期計画には、この市民農園のことも上がっております。だから、今言ったように、遊休農地の有効活用の中で、答弁がございましたけれども、やはり、市民農園をしていただく。開設をなんとかこぎつけていただけるということも考えるべきではないか。圃場として、大変すばらしい圃場ですので、その辺は充分御検討していただければと思っております。今後の課題になりますけれども、いろいろ申し上げましたけれども、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それから、要旨第4点目、山鹿裏耕地の冠水対策の進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

過去の一般質問でも山鹿地区の冠水対策について、当時の地域づくり課長であります内海議員さんも回答されておりますけれども、その内容も踏まえながら答弁させていただきます。

過去の大雨による冠水は、田屋地区の山鹿裏耕地及び山鹿小学校裏の北側及び正津ヶ浜地区で道路や田畑が冠水しておりました。原因については、短時間での豪雨、ゲリラ豪雨。それや遠賀川河口の水位による唐戸水門のフラップゲートの閉鎖、農繁期の汐入水門の閉鎖、山鹿排水機場の排水能力等々が要因として考えられます。

現在、福岡県が農業水利施設保全対策事業として、汐入川の本線及び支線の一部老朽した護岸の改修及び土砂の浚渫、支線排水路の更新工事を実施しております。また、本年3月に、はまゆう団地下の平石から正津ヶ浜の間約220メートルの間の農業用水路の水草や土砂の浚渫を実施しております。これらの改修及び浚渫により、必要な断面積を確保することが、冠水対策の一環と考えております。また、他の農業用水路には土砂の堆積した箇所もありますので、今後、必要に応じて対応していきたいというふうに考えておりますけれども、用水路に堆積した土砂が、明らかに畑の土が流れ込んだ形跡もございますので、そういった場合は農家の方に、農地の適正な管理をお願いしたいと考えております。なお、正津ヶ浜地区の汐入川の支線で底部が一部狭くなった箇所がございます。これは、支線の改修時に県と対策を協議しながら対応したいというふうに、現在考えております。

また、山鹿排水機場の操作につきましては、操作員2名の方がいらっしゃいますけれども、それらの操作員さんの知識と技能の向上を図るため、毎年研修を行っております。また、流れの妨げにならないように、その上流域のごみの除去等を定期的にも実施しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

今、山鹿の裏耕地の冠水対策ということで御答弁がありました。この問題は平成23年の3月定例会で川上議員が一般質問され、当時の都市整備課長が24年度に実施計画を委託し、25年度以降に工事実施を検討するという御回答。それから、26年の6月の定例会では貝掛議員が一般質問され、その当時の都市整備課長は、費用対効果を含め、詳細な検討を行った上で、芦屋町として方針を決定する必要があるという答弁がされています。

今、担当課長の答弁の中で、県が実施しています護岸工事、それから排水機場のこと、表耕地では正津ヶ浜の公民館前が冠水しておりました。それから山鹿小学校の裏手の町営住宅のアパート前も冠水しておりました。アパート前の道路については、約十五、六センチぐらいかさ上げした。それから汐入川、要するに表耕地の汐入川は平成十四、五年くらいから3期に分けて浚渫工

事を行いました。そういうふうな関係でほぼ解消されたのではないかなど。ただ裏耕地については、まだ何もされていない。今のお話の中では、はまゆう団地の坂の下から正津ヶ浜のところまでの浚渫工事、これ、ことしの3月ぐらいにやられたということだけでございます。まだ完全なる抜本的な改革にはなっていないわけです。

それで御回答がありましたように、一番ネックなのは、その田屋の裏耕地からの水路から、要するに正津ヶ浜のところに入ってくる狭隘の、狭い所の水路、これが大きな原因だと思っております。解決策としては、これを要するに拡張することが一番でしょうけども、なかなか拡張が、横に隣接する家屋もございますので、崩壊のおそれとかいろいろなことがあって、なかなか難しいかもわかりませんが、一部敷設かえをすとか、または敷設かえが無理であれば、丸の内のほうで、要するに、昔の何ですか、雑排水を除去するための山鹿小学校の裏手に丸の内ポンプがございませよ。そして、このポンプをポンプアップしてから、今、折尾鉄工のところまで排水しています。ちょっと長いんですけども。そういうふうな対応をされています。それと同じように田屋の野菜洗い場のところからポンプアップをすとか、そういうふうな対策も必要ではないかなど。今現在、あれから数年来大雨は来ておりませんが、またいつ異常気象があつて、こういうふうな事態が起こるかわかりません。その辺の抜本的な改革について改正といいますか、改良についてのお考えはございますでしょうか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

裏耕地の冠水については、ここ二、三年は起きておりません。抜本的な改革の計画はございませんけれども、正津ヶ浜地区の、先ほども申しましたけれども、一部狭隘になっている箇所については、要は流量の確保ができるかできないかという観点で、県ともこの支線改修の時に協議をして、少しでも流量を確保できるような改修ができるような協議を行いたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

県との協議をするということでございますので、できるだけ早い時期に実施をしていただきたいと思っています。

それから、先ほど、はまゆう団地の坂の下から正津ヶ浜の入り口の所まで浚渫したという220メートルですが、お尋ねしますけれども、はまゆう団地の入り口、要するに観光道路の入り口

ですよね。あれから田屋の野菜洗い場の間が、多分まだ土砂が埋まっていると思いますけど、その浚渫は、計画か何かございますか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

現在のところ、そのはまゆう団地の入り口から野菜洗い場のところの全線の浚渫の計画はございません。ただし、担当がその場、現場、現場を見に行っていますね、その状況を把握しながら、必要な時に必要なところを浚渫していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

今、現場という話も出ました。できるだけ現場を抱えている部署につきましては、いろいろ状況調査をしながら、的確な行政をやっていただきたいと思います。

それでは最後になりますけれども、芦屋町の動きを見ていますと、空き家対策、それから創業支援事業、定住促進対策、稚魚の放流など多彩な取り組みをされておられますが、農業分野については、後期基本計画に示された施策はまだまだ進んでいないような気がしております。

そこで最後ですが、町長に今後の芦屋町の農業振興をどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

最後にお応えさせていただきます。非常に内海議員、なかなか農業施策、オーソリティーでございまして。あまり弁舌さわやかなので、皆さん気持ちよくお聞きになられておったようでございますが。

後期基本計画28年度から32年度まで5カ年の計画であるわけですが、本年度はその2年目となります。確かに、御指摘のようになり遅れております。2年目とは言いながら、遅れておるといような情けないことではございまして、まだ準備等が進んでいないようで。計画では担い手の育成支援及び農地の有効利用、農業基盤整備を進めるもので、5項目の施策、2項目の目標値を定めておるわけですが。やはりこれは、必ずや実践しなければならない5項目と2項目であろうかと思っております。先ほど来より担当課長が述べたように、いろいろな取り組みの計画があるわけですが、これらの施策につきまして、今後4年間計画下において達成す

べく、進めていかなければならないことだと承知しております。

芦屋町では関係者の努力により、若手で意欲のある農業経営者が育ってきているというのはもう事実であるわけでございます。このようなよい環境をさらに進めていくため、町といたしましてもいろいろな補助制度、農業経営者の声を聞きながら支援したく考えております。私も近々、若手農業経営者と懇談会をするようにいたしております。直に若手農業者の方の声を聞いて、やはり悩みはあろうかと思えます。将来の不安はあろうと思えます。そういうことで、せっかく担っていただいたおるので、声をじっくり聞かせて、反映させていただきたいと思っております。

また本年7月から新たな農業委員会制度が始まります。この委員会のもとで活発な御議論をしていっていただき、なお一層の芦屋町農業振興に関する御助言をいただきたいと思っております。

農業委員会、新たな組織になりましたので、芦屋町の農業施策なかなか職員も素人、本当に素人なんですけど、普段のかかわりというのが余りないんですね、ぜひとも農業委員会さんがリーダーシップを発揮していただければ、芦屋町の農業の活性化が推進できるのではないかと感じております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

ありがとうございました。それでは私の一般質問をこれで終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、内海議員の一般質問は終わりました。

○議長 小田 武人君

本日の議事は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会といたします。お疲れさまでございました。

明日も一般質問を行いますので、よろしく願いいたします。

午後3時01分散会
